# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2025年10月24日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 幸子

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 坂井 瑛美

【電話番号】 03-6703-4100

【届出の対象とした募集内国投資信託 ブラックロック・ゴールド・ファンド 受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託 3,000億円を上限とします。

受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

# 第一部【証券情報】

#### (1)【ファンドの名称】

ブラックロック・ゴールド・ファンド (以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)

# (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当り1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

# (4)【発行(売出)価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号:03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

# (5)【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下、「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30% (税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています(以下同じ。)。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。

「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

# (6)【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再 投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

一般コース : 1万口以上1万口単位 累積投資コース: 1万円以上1円単位

「累積投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入の申込単位(以下、「購入単位」といいます。)を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### (7)【申込期間】

2025年10月25日から2026年4月24日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号:03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

# (9)【払込期日】

投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の口座を 経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

# (10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」で払い込みください。

# (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

# (12)【その他】

購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

日本以外の地域における発行

行いません。

#### 購入不可日

トロント証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。 企業動向・市場環境等の変化により、今後購入不可日が変更になる場合があります。

(当ファンドの投資信託約款では、金鉱企業が上場する主要な証券取引所の休場日で、受益権の購入に伴う有価 証券等への投資を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に該当する場合には、受益権の購入の受 付は行わないものと定めています。)

# 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の 業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# (参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

# 第二部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロック・ゴールド・ファンド」(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

# <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産( ) 資産複合

# <属性区分表>

投資対象資産	—————————————————————————————————————		   為替ヘッジ
125人13人5/王	// <del>//</del> ////////////////////////////////	125/13/-6-3	7/19 H 1 7 7
株式	年1回	グローバル	あり
一般	年2回	(日本を含む)	( )
大型株	年4回	日本	なし
中小型株	年6回(隔月)	北米	
債券	年12回(毎月)	区外州	
<del>一</del> 般	日々	アジア	
公債	その他	オセアニア	
社債		中南米	
その他債券		アフリカ	
クレジット属性		中近東(中東)	
不動産投信		エマージング	
その他資産			
( )			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

# < 各分類および区分の定義 >

#### . 商品分類

単位型投信・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来
投信の区分		の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資
区分		収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをい
		う。
投資対象資産による	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資
区分		収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

# . 属性区分

投資対象資産による 属性区分	株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨 の記載があるものであって、大型株属性または中小型株属性にあ てはまらないものをいう。
決算頻度による属性 区分	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載が あるものをいう。
投資対象地域による 属性区分	グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が 日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジによる属 性区分	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

信託金の限度額は、1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

# ファンドの特色

- a.南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業<sup>\*1</sup>の株式(以下「金鉱株」といいます。)を中心に鉱業株式<sup>\*2</sup>を主要投資対象として積極的な運用を行います。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄に厳選投資します。
  - \*1 金鉱企業とは、主に金の採掘や精錬などを行う企業をいいます。
  - \* 2 鉱業株式とは、貴金属、一般非鉄金属の採掘や精錬などを行う企業の株式をいいます。 金等の価格に連動する運用成果を目指す投資信託証券に投資する場合があります。

# < 金鉱株の特徴 >

金価格の変動により期待される収益機会

金価格と金鉱株の価格は同じ方向に動く傾向が見られます。

金鉱企業の収益は金価格が上昇すれば増加し、下落すれば減少する傾向にあります。そのため、金鉱株は長期的に見ると、金価格と似た値動きとなる傾向にあります。

企業の生産活動から生み出される価値への期待

金鉱株は「株式」であるため、生産の効率化など経営努力により企業価値の向上が期待できる点が金とは異なります。また、金鉱株は株式市場の影響も受けるため、値動きは金と異なる局面があります。

#### <イメージ図>



上記は金鉱株の一般的な値動きの要因を説明したものであり、必ず上記のような因果関係が発生すること を保証するものではありません。また上記以外の要因が値動きに影響する場合があります。

#### 分散投資対象としての金鉱株

金鉱株は、世界株式や世界債券の値動きと相関関係が低い傾向にあるため、金鉱株を資産の一部に組入れることで分散投資効果が期待されます。

上記は、過去の市場動向・実績に基づくブラックロックの考えであり、個々の投資者の実際の財産状況等を勘案したものではありません。

- b.外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- c.株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(投資顧問会社)に委託します。

### < 運用体制・運用プロセス >

当ファンドは、株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託しており、その株式運用部門の天然資源株式チームによって運用されています。

# 天然資源株式チームの概要

# ■ 地質学・鉱物探査学等のスペシャリストによるチーム構成

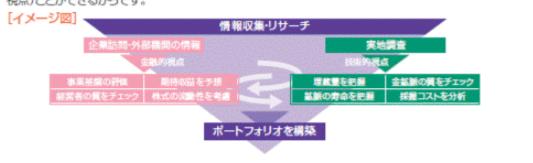
当チームは、地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成され、鉱業企業の株式に投資を行う運用 チームです。

当チームでは、鉱山や鉱業企業をボートフォリオ・マネジャー自らが訪問する実地調査を行います。また、他の 運用チームと情報交換することにより更に広範の投資対象をカバーします。当チームは綿密なリサーチに 基づき、長期的に成長が見込まれ、割安と考えられる銘柄に厳選して投資を行っています。

ホートフォリオ・マネジャーは 地質学・鉱物深査学のスペシャリスト 長期的成長が見込まれ、 割安と考えられる銘柄に厳選して投資

# ■「金融的視点」と「技術的視点」からのリサーチ

天然資源株式チームが地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成されていることは、鉱業企業の 株式に投資を行ううえで重要な意味を持ちます。世界中の鉱山を訪れ、その専門的な知識と経験を生かして 情報収集にあたり(三技術的視点)、資産運用に関する高度な分析力をもって比較、検討、判断を行う(三金融的 視点)ことができるからです。



- ※ 資金動向、市汾側向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ※ ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

#### <ファンドの仕組み>



#### (2)【ファンドの沿革】

2003年2月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2006年10月1日 ファンド名称の変更

「メリルリンチ・ゴールド・ファンド」から「ブラックロック・ゴールド・ファンド」へ

変更

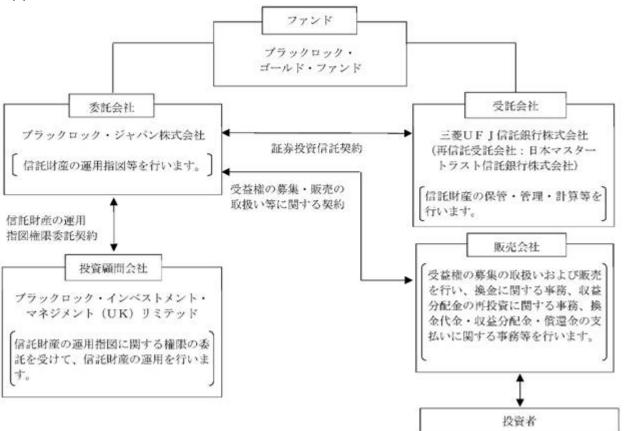
2007年1月4日 投資信託振替制度への移行

2009年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレイ

ズ・グローバル・インベスターズ株式会社(新社名:ブラックロック・ジャパン株式会

社)に承継

# (3)【ファンドの仕組み】



# <契約等の概要>

a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b.「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および 換金代金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

# <委託会社の概況>

2025年7月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 3,120百万円

# b . 沿革

<u> </u>	
1985年 1 月	メリルリンチ投資顧問株式会社
	(後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立
	1987年3月 証券投資顧問業者として登録
	1987年6月 投資一任業務認可を取得
	1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年 3 月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社
	(後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立
	1988年6月 証券投資顧問業者として登録
	1989年1月 投資一任業務認可を取得
	1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年 4 月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社
	(後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立
	1999年6月 証券投資顧問業者として登録
	1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、
	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、
	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

# c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

# 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象 として、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を 推計・分析し、割安と考えられる銘柄を厳選投資します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向によっては、前記のような対応ができない場合があります。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行い又は行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

# (2)【投資対象】

#### 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a . 有価証券
- b.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
- c . 金銭債権
- d . 約束手形 (手形割引市場において売買される手形に限ります。)

# 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる 同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a . 株券または新株引受権証書
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で 定めるものをいいます。)
- i. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k . 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権 付証券
- 1 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ブラックロック・ジャパン株式会社(E09096) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券 に係るものに限ります。)
- q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- t.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v . 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、1.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券および1.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### 投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用を指図することができます。

- a . 預金
- b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

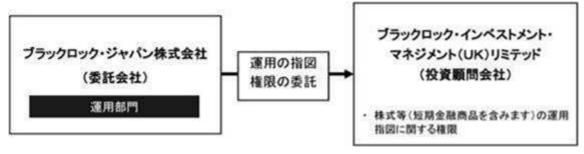
# (3)【運用体制】

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、ブラックロック・グループの運用会社に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは、株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(当ファンドにかかる運用担当人員数13名程度)に委託しております。



運用体制は、変更となる場合があります。

# ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約12.5兆米ドル $^*$ (約1,810兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行っております。

\* 2025年6月末現在。(円換算レートは1米ドル=149.445円を使用)

### (4)【分配方針】

#### 収益分配方針

年1回の毎決算時(1月27日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a . 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c . 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額 について保証するものではありません。

# 収益の分配

- a.信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
  - (a) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、 諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいま す。)を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)を控除した後、そ の残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立 金として積み立てることができます。
  - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

# 収益分配金の支払い

- a . 支払時期と支払場所
  - (a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

#### (b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### b . 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### [ 収益分配金に関する留意点]

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その 金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

#### (5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

- a.投資する株式等の範囲
  - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等に おいて上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することが できるものとします。
- b. 投資する株式への投資比率の制限

株式への投資割合には制限を設けません。

c . 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下と します。

#### d . 同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### e . 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付 社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確 にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付 社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以 下とします。

# f . 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

#### g.特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合に は、制約されることがあります。

### h.投資する投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

# i . 信用取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### j . 先物取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
  - イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係 る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うこと の指図をすることができます。
  - イ、先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金 その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
  - 口、先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせ て、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係 る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行 うことの指図をすることができます。
  - イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商 品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されて いるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受 け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下本号において 「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託 財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下 同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならび に外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少な い場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金およ び償還金等を加えた額を限度とします。

#### k . スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避 するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換 する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとしま す。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産 の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少し て、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は 速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものと します。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行うものとします。

# 1.金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行う ことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超え ないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではあ りません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価 額で評価するものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

# m.有価証券の貸付けの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - イ.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額 の50%を超えないものとします。
  - 口.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の 一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### n. 公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### o.公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### p. 外国為替予約の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### q.資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て (換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に かかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### r. デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### s . 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

t. デリバティブ取引等(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)に係る投資制限

以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)を行いません。

- 1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- 2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
- 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

# 投信法等関係法令で定める投資制限

#### 同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、 当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a . 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

# 3【投資リスク】

# (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### 基準価額の変動要因

#### a.鉱山株・金鉱株投資のリスク

当ファンドは、鉱山株のなかでも金鉱株を主要投資対象とします。金鉱株とは鉱山株のなかでも金の採掘・精練等を行う企業の株式であり、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があります。金鉱株の価値の決定要因は所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等ですが、産金コストを一定とすると、金価格の値動きが株価に与える影響が大きくなります。また、世界の経済および市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

# b. 特定業種への投資のリスク

当ファンドは、貴金属・一般非鉄金属(銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等)の採掘・精練等を行う企業の株式を主要投資対象とします。特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなることがあります。

#### c . 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は、円建てで表示されます。一方、当ファンドは主として外貨建資産に投資します。 原則として、外貨建資産に対して為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に 影響を与えます。

#### d.中小型株式投資のリスク

当ファンドは、株式市場平均に比べ時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的小規模の企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

# e . カントリー・リスク

当ファンドは、世界各国の株式に投資し、また、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。主として先進国市場に投資する場合と比べてエマージング諸国への投資は、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

# f.デリバティブ取引のリスク

当ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

# ファンド運営上のリスク

#### a . 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。

また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

### b.ファンドの繰上償還

当ファンドは、換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

#### c . 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

#### d.流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金 請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化する と考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる 等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・投資対象とする特定の業種の業績等の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる る等、市場動向が不安定になった場合

金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

# (2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

#### (参考情報)

# 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の 比較

#### (2020年8月~2025年7月)



※上記グラフは、過去5年間における年間騰落率(各月末における 直近1年間の腰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の 代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドに ついては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、 実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合が あります。

株

田傷

# 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準 価額の推移

(2020年8月~2025年7月)



- ※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の 1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示した ものです。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

校

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

图值

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

#### ※各資産クラスの指数

日本株····・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)

日本国債---NOMURA-BPI国債

先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

(注)海外の指数は、海替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

#### <各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する 指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研 又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(T0PIX) (配当込み)に関するすべての権利ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが 有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した 株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ペース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ 指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、 MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を 表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものでは なく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を 各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ポンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)は、J.P.モルガン・ セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権は J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

# 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下、「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号:03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています(以下同じ。)。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

# (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

#### (3)【信託報酬等】

#### 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.20%(税抜2.00%)の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年1.10% (税抜1.00%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種 書類の作成等
販売会社	年0.99% (税抜0.90%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.11% (税抜0.10%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

#### 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用(以下「諸費用」といいます。)および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1. 受益権の管理事務に関連する費用
- 2.有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
- 3.目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
- 6.公告に係る費用ならびに信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7.この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用<sup>\*</sup>は、その都度、信託財産中より支弁します。

\*海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

# (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。 個別元本方式について

- a.追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b.投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該 投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c.同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。 また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が 行われる場合があります。
- d.投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

換金時および償還時の課税について

a . 個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。

#### b . 法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個人、法人の課税の取扱いについて

- a. 個人の投資者に対する課税
  - (a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(20.315%(所得税15.315%、地方税5%))のいずれかを選択することができます。

#### (b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費用(購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は、譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

# b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# (参考情報)ファンドの総経費率

・直近の運用報告書の対象期間(2024年1月30日から2025年1月27日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率( + )	運用管理費用の比率	その他費用の比率
2.26%	2.20%	0.06%

上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。

計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

# 5【運用状況】

以下の運用状況は2025年7月末現在のものです。

「ブラックロック・ゴールド・ファンド」

# (1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		19,213,747,382	95.09
	内 カナダ	13,336,660,558	66.00
	内 イギリス	1,978,348,060	9.79
	内 オーストラリア	1,852,191,771	9.17
	内 アメリカ	1,816,673,009	8.99
	内 南アフリカ	229,815,600	1.14
	内 ロシア	58,384	0.00
投資信託受益証券		640,950,680	3.17
	内 カナダ	546,645,784	2.71
	内 アイルランド	94,304,896	0.47
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		352,093,397	1.74
純資産総額		20,206,791,459	100.00

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国 / 地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価(円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	NEWMONT CORP	アメリカ	株式	素材	195,163	7,489.05	1,461,586,369	9,308.49	1,816,673,009	8.99
2	BARRICK MINING CORP	カナダ	株式	素材	530,807	2,758.89	1,464,438,275	3,152.12	1,673,172,138	8.28
3	AGNICO EAGLE MINES LTD	カナダ	株式	素材	80,416	14,455.08	1,162,420,232	18,433.89	1,482,379,939	7.34
4	KINROSS GOLD CORP	カナダ	株式	素材	567,322	1,730.96	982,014,704	2,306.66	1,308,622,595	6.48
5	ENDEAVOUR MINING PLC	イギリス	株式	素材	257,660	3,229.22	832,042,909	4,601.45	1,185,610,611	5.87
6	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	カナダ	株式	素材	74,188	9,906.86	734,970,453	13,598.10	1,008,815,902	4.99
7	ALAMOS GOLD INC	カナダ	株式	素材	257,848	3,497.10	901,720,276	3,793.68	978,195,043	4.84
8	ELDORADO GOLD CORP	カナダ	株式	素材	281,618	2,414.71	680,026,593	3,059.50	861,612,298	4.26
9	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	オーストラリア	株式	素材	530,155	1,665.75	883,108,136	1,531.82	812,103,304	4.02
10	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	イギリス	株式	素材	111,857	5,398.97	603,913,523	7,087.06	792,737,449	3.92
11	OR ROYALTIES INC	カナダ	株式	素材	168,583	3,085.13	520,101,123	4,136.01	697,262,153	3.45
12	TOREX GOLD RESOURCES INC	カナダ	株式	素材	150,190	3,639.33	546,592,166	4,246.16	637,731,791	3.16
13	FRANCO-NEVADA CORP	カナダ	株式	素材	25,664	21,370.31	548,447,848	23,599.05	605,646,139	3.00
14	SPROTT PHYSICAL SILVER TRUST	カナダ	投信 信 受 証 券	-	293,204	1,693.86	496,648,964	1,864.38	546,645,784	2.71
15	IAMGOLD CORP	カナダ	株式	素材	447,895	989.66	443,264,779	1,006.88	450,980,369	2.23
16	ARTEMIS GOLD INC	カナダ	株式	素材	146,128	1,838.85	268,707,980	2,769.94	404,766,303	2.00
17	G MINING VENTURE CORP	カナダ	株式	素材	225,492	1,586.81	357,814,037	1,755.91	395,945,326	1.96
18	LUNDIN GOLD INC	カナダ	株式	素材	57,920	4,168.28	241,426,852	6,833.60	395,802,529	1.96
19	MAG SILVER CORP	カナダ	株式	素材	94,156	2,427.89	228,600,903	3,072.31	289,276,938	1.43
20	BELLEVUE GOLD LTD	オーストラリア	株式	素材	3,121,327	100.19	312,753,716	81.78	255,283,971	1.26
21	ALLIED GOLD CORP	カナダ	株式	素材	133,072	1,447.62	192,638,463	1,887.66	251,195,383	1.24
22	CENTERRA GOLD INC	カナダ	株式	素材	241,023	960.28	231,449,949	1,021.58	246,225,577	1.22
23	DUNDEE PRECIOUS METALS INC	カナダ	株式	素材	99,204	1,602.46	158,970,768	2,429.77	241,043,399	1.19
24	GOLD FIELDS LTD	南アフリカ	株式	素材	61,812	2,597.70	160,569,319	3,717.97	229,815,600	1.14
25	PAN AMERICAN SILVER CORP	カナダ	株式	素材	53,364	3,550.36	189,461,777	4,088.80	218,194,952	1.08
26	RUPERT RESOURCES LTD	カナダ	株式	素材	416,204	484.52	201,659,287	523.75	217,987,469	1.08
27	PREDICTIVE DISCOVERY LTD	オーストラリア	株式	素材	4,694,027	26.87	126,162,239	41.85	196,471,785	0.97
28	EMERALD RESOURCES NL	オーストラリア	株式	素材	584,137	375.66	219,441,473	331.95	193,909,534	0.96
29	AYA GOLD & SILVER INC	カナダ	株式	素材	130,796	1,302.29	170,335,013	1,308.83	171,190,879	0.85
30	CAPRICORN METALS LTD	オーストラリア	株式	素材	171,450	764.91	131,144,576	878.48	150,616,870	0.75

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

# 種類別及び業種別投資比率

	種類	投資比率(%)
株式		95.09
	業種	
	素材	95.09
投資信託	受益証券	3.17
合計		98.26

<sup>(</sup>注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

2025年7月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1 口当たりの	純資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13期(2016年1月27日)	9,453,746,875	(同左)	0.4025	(同左)
第14期(2017年1月27日)	20,495,907,608	(同左)	0.6230	(同左)
第15期(2018年1月29日)	18,521,956,617	(同左)	0.6002	(同左)
第16期(2019年1月28日)	15,188,631,959	(同左)	0.4957	(同左)
第17期(2020年1月27日)	20,071,905,688	(同左)	0.6474	(同左)
第18期(2021年1月27日)	20,105,856,984	(同左)	0.7531	(同左)
第19期(2022年1月27日)	15,919,018,564	(同左)	0.7224	(同左)
第20期(2023年1月27日)	15,406,274,474	(同左)	0.8170	(同左)
第21期(2024年1月29日)	13,602,306,587	(同左)	0.7857	(同左)
第22期(2025年1月27日)	13,305,651,951	(同左)	1.1604	(同左)
2024年 7 月末現在	12,281,344,913		1.0491	
2024年 8 月末現在	12,465,543,829		1.0733	
2024年 9 月末現在	12,633,817,297		1.1055	
2024年10月末現在	14,104,613,052		1.2417	
2024年11月末現在	12,590,335,544		1.1032	
2024年12月末現在	12,371,793,510		1.0784	
2025年 1 月末現在	13,603,946,841		1.1868	
2025年 2 月末現在	13,436,407,582		1.1679	
2025年 3 月末現在	15,023,470,674		1.3150	
2025年 4 月末現在	15,907,785,276		1.3566	
2025年 5 月末現在	16,983,836,702		1.4220	
2025年 6 月末現在	17,891,962,905		1.4357	
2025年 7 月末現在	20,206,791,459		1.4943	

# 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第13期	
第14期	
第15期	
第16期	
第17期	
第18期	
第19期	
第20期	
第21期	
第22期	
2025年 1 月28日 ~ 2025年 7 月27日	

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第13期	33.2
第14期	54.8
第15期	3.7
第16期	17.4
第17期	30.6
第18期	16.3
第19期	4.1
第20期	13.1
第21期	3.8
第22期	47.7
2025年 1 月28日 ~ 2025年 7 月27日	31.6

<sup>(</sup>注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

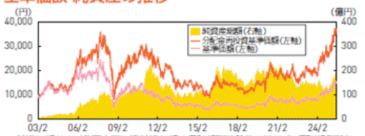
# (4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第13期	9,948,441,736	5,197,325,688	23,486,688,559
第14期	33,896,074,790	24,483,903,313	32,898,860,036
第15期	16,187,009,617	18,225,022,488	30,860,847,165
第16期	5,991,317,813	6,210,146,768	30,642,018,210
第17期	12,431,226,695	12,070,921,794	31,002,323,111
第18期	16,052,615,330	20,357,712,913	26,697,225,528
第19期	5,925,496,407	10,585,974,791	22,036,747,144
第20期	5,749,418,781	8,929,132,544	18,857,033,381
第21期	4,476,182,383	6,021,545,349	17,311,670,415
第22期	4,322,513,124	10,167,266,738	11,466,916,801
2025年 1 月28日 ~ 2025年 7 月27日	4,454,586,631	2,816,449,323	13,105,054,109

# (参考情報)

2025年7月末現在





- ※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等に ファンドの費用」をご覧くだ
- ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

# 分配の推移

設定来累計		13,800円
第18期	2021年1月	0円
第19期	2022年1月	0円
第20期	2023年1月	0円
第21期	2024年1月	0円
第22期	2025年1月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

# 主要な資産の状況

# 組入上位10銘柄(%)

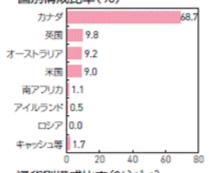
	館標名	国名	通貨	比率
1	ニューモント	アメリカ	アメリカ・ドル	9.0
2	バリック・マイニング	カナダ	アメリカ・ドル	8.3
3	アグニコ・イーグル・マインズ	カナダ	カナダ・ドル	7.3
4	キンロス・ゴールド	カナダ	カナダ・ドル	6.5
5	エンデバー・マイニング	イギリス	カナダ・ドル	5.9
6	ウィートン・ブレシャス・メタルズ	カナダ	カナダ・ドル	5.0
7	アラモス・ゴールド	カナダ	カナダ・ドル	4.8
8	エルドラド・ゴールド	カナダ	アメリカ・ドル	4.3
9	ノーザンスター・リソーシズ	オーストラリア	オーストラリア・ドル	4.0
10	アングロゴールド・アシャンティ	イギリス	アメリカ・ドル	3.9

# 構成比率(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

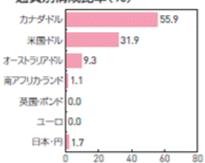
#### \*2 実質海替組入比率を表示しています。

年間収益率の推移

# 国別構成比率(%)\*1



# 通貨別構成比率(%)\*1、\*2



# ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。当ファンドにはベンチマークはありません。



- ※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
- ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

# 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

# (1) 購入方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。分配金の受取方法は途中で変更することはできません。「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款<sup>\*</sup>」にしたがって契約を締結します。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該契約を別の名称に読み替えるものとします。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

# (2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

# (3) 受付時間

購入の受付は、原則として、申込期間中の午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号:03-6703-4300 (受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス:www.blackrock.com/jp/

# (4) 購入不可日

トロント証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。 企業動向・市場環境等の変化により、今後購入不可日が変更になる場合があります。

(当ファンドの投資信託約款では、金鉱企業が上場する主要な証券取引所の休場日で、受益権の購入に伴う有価 証券等への投資を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に該当する場合には、受益権の購入の受 付は行わないものと定めています。)

# (5) 購入単位

・一般コース : 1万口以上1万口単位

・累積投資コース:1万円以上1円単位

「累積投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各 販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

# (6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

#### (7) 購入時手数料

購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

# (8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた 金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

# (9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

# 2【換金(解約)手続等】

# (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に以下の単位をもって換金の申込することができます。 なお、販売会社によって下記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

・一般コース : 1万口以上1万口単位

・累積投資コース:1口以上1口単位

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金申込の受付は、原則として、午後3時30分までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

#### (2) 換金不可日

トロント証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。 企業動向・市場環境等の変化により、今後換金不可日が変更になる場合があります。

(当ファンドの投資信託約款では、金鉱企業が上場する主要な証券取引所の休場日で、受益権の換金に伴う有価証券等の売却を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に該当する場合には、受益権の換金の受付は行わないものと定めています。)

#### (3) 換金価額

換金の価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号:03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

# (4) 換金申込受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

# (5) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

#### (6) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

# 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「ゴルドF」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国株式:原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号:03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

# (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月28日から翌年1月27日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

# (5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、換金することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c.a.およびb.の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d.c.の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- e.d.の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 a.およびb.のファンドの償還を行いません。
- f. 委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g.d.~f.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は このファンドを償還させます。
- j.i.にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

# 信託約款の変更

- a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と 合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容 を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその 内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付しま す。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いませ ん。
- c.b.の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d.c.の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。
- e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

#### 運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知られたる受益者にお届けいたします。

#### 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

- a.「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。
- b.「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社又は投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者(投資者)の有する主な権利は次の通りです。

#### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

#### < 一般コース >

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が 受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

### <累積投資コース>

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に 償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた 受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の 名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。な お、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換え に、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等 の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求申込を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

### (3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。換金代金は、投資者の 請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、 社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### (4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2024年1月30日から2025年1月27日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府 令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年1月28日から2025年7月27日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【ブラックロック・ゴールド・ファンド】

# (1)【貸借対照表】

第21期 (2024年 1月29日現在) 第22期 (2025年 1月27日現在)   資産の部   添動資産			(単位:円)
流動資産       88,127       346,631         金銭信託       636,466,363       300,350,523         株式       12,750,674,902       12,742,445,915         投資信託受益証券       373,512,009       429,515,064         派生商品評価勘定       22,792       -         未収配当金       799,649       570,171         流動資産合計       13,786,799,482       13,473,228,304         資産合計       13,786,799,482       13,473,228,304         負債の部       **       **         流動負債       **       **         派生商品評価勘定       -       3,863         未払金       13,767,028       1,650,149         未払金託者報酬       7,933,249       6,953,534         未払委託者報酬       7,933,249       6,953,534         未払委託者報酬       150,732,658       132,117,814         その他未払費用       1,345,300       1,242,340         流動負債合計       184,492,895       167,576,353         純資産の部       **       17,311,670,415       11,466,916,801         刺余金       期未剩余金又は期未欠損金()       3,709,363,828       1,838,735,150         (分配準備積立金)       1,268,950,908       3,801,420,662         元本等合計       13,602,306,587       13,305,651,951         純資産合計       13,602,306,587			
預金88,127346,631金銭信託636,466,363300,350,523株式12,750,674,90212,742,445,915投資信託受益証券373,512,009429,515,064派生商品評価勘定22,792-未収入金25,235,640-未収配当金799,649570,171流動資産合計13,786,799,48213,473,228,304資産合計13,786,799,48213,473,228,304負債の部****流動負債**1,650,149未払金13,767,0281,650,149未払金託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353純資産の部184,492,895167,576,353純資産の部7本等17,311,670,41511,466,916,801刺余金期未剩余金又は期未欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	資産の部		
# 会	流動資産		
株式 投資信託受益証券 派生商品評価勘定     12,750,674,902     12,742,445,915       減失商品評価勘定     22,792     -       未収入金     25,235,640     -       未収配当金     799,649     570,171       流動資産合計     13,786,799,482     13,473,228,304       資産合計 負債の部     13,786,799,482     13,473,228,304       技債の部 派動負債 派生商品評価勘定     -     3,863       未払金     13,767,028     1,650,149       未払解約金     10,714,660     25,608,653       未払受託者報酬     7,933,249     6,953,534       未込委託者報酬     150,732,658     132,117,814       その他未払費用     1,345,300     1,242,340       流動負債合計     184,492,895     167,576,353       銭資産の部     1     184,492,895     167,576,353       純資産の部     1     184,492,895     167,576,353       純資産の部     1     184,492,895     167,576,353       純資産の部     1     184,492,895     167,576,353       純資産の部     1     1,360,306,882     1,838,735,150       (分配準備積立金)     3,709,363,828     1,838,735,150       (分配準備積立金)     1,268,950,908     3,801,420,662       元本等合計     13,602,306,587     13,305,651,951       純資産合計     13,602,306,587     13,305,651,951	預金	88,127	346,631
投資信託受益証券     373,512,009     429,515,064       派生商品評価勘定     22,792     -       未収入金     25,235,640     -       未収配当金     799,649     570,171       流動資産合計     13,786,799,482     13,473,228,304       資産合計     13,786,799,482     13,473,228,304       負債の部     ***     ***       派生商品評価勘定     -     3,863       未払金     13,767,028     1,650,149       未払発託者報酬     7,933,249     6,953,534       未払委託者報酬     150,732,658     132,117,814       その他未払費用     1,345,300     1,242,340       流動負債合計     184,492,895     167,576,353       負債合計     184,492,895     167,576,353       純資産の部     ***     17,311,670,415     11,466,916,801       剰余金     期末剩余金又は期末欠損金()     3,709,363,828     1,838,735,150       (分配準備積立金)     1,268,950,908     3,801,420,662       元本等合計     13,602,306,587     13,305,651,951       純資産合計     13,602,306,587     13,305,651,951	金銭信託	636,466,363	300,350,523
派生商品評価勘定22,792-未収配当金799,649570,171流動資産合計13,786,799,48213,473,228,304資産合計13,786,799,48213,473,228,304負債の部****13,786,799,48213,473,228,304減動負債********3,863未払金13,767,0281,650,149未払分託者報酬7,933,2496,953,534未払受託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部***17,311,670,41511,466,916,801元本等7.本等17,311,670,41511,466,916,801剩余金期末剩余金又は期末欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	株式	12,750,674,902	12,742,445,915
未収入金25,235,640-未収配当金799,649570,171流動資産合計13,786,799,48213,473,228,304資産合計13,786,799,48213,473,228,304負債の部流動負債派生商品評価勘定-3,863未払金13,767,0281,650,149未払勞給者10,714,66025,608,663未払受託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353純資産の部184,492,895167,576,353純資産の部7,231,1670,41511,466,916,801東余金17,311,670,41511,466,916,801剩余金17,311,670,41511,466,916,801期未剩余金又は期未欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	投資信託受益証券	373,512,009	429,515,064
未収配当金799,649570,171流動資産合計13,786,799,48213,473,228,304資産合計13,786,799,48213,473,228,304負債の部流動負債派生商品評価勘定-3,863未払金13,767,0281,650,149未払解約金10,714,66025,608,653未払受託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部17,311,670,41511,466,916,801東余金17,311,670,41511,466,916,801期未剩余金又は期末欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	派生商品評価勘定	22,792	-
流動資産合計13,786,799,48213,473,228,304資産合計13,786,799,48213,473,228,304負債の部流動負債派生商品評価勘定-3,863未払金13,767,0281,650,149未払解約金10,714,66025,608,653未払受託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部17,311,670,41511,466,916,801東余金17,311,670,41511,466,916,801刺余金17,311,670,41511,466,916,801東余金17,309,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)3,709,363,8281,838,735,150元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	未収入金	25,235,640	-
資産合計 負債の部13,786,799,48213,473,228,304流動負債 派生商品評価勘定 未払金 未払解約金 未払受託者報酬 未払受託者報酬 未払受託者報酬 不933,249 未払表許者報酬 不0他未払費用 流動負債合計 第 元本等 元本 期未剩余金又は期末欠損金() 	未収配当金	799,649	570,171
負債の部   流動負債   派生商品評価勘定	流動資産合計	13,786,799,482	13,473,228,304
流動負債派生商品評価勘定-3,863未払金13,767,0281,650,149未払解約金10,714,66025,608,653未払受託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部17,311,670,41511,466,916,801剩余金17,311,670,41511,466,916,801期未剩余金又は期末欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	資産合計	13,786,799,482	13,473,228,304
派生商品評価勘定-3,863未払金13,767,0281,650,149未払解約金10,714,66025,608,653未払受託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部17,311,670,41511,466,916,801剩余金17,311,670,41511,466,916,801剩余金1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	負債の部		
未払金13,767,0281,650,149未払解約金10,714,66025,608,653未払受託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部7本等17,311,670,41511,466,916,801剰余金17,311,670,41511,466,916,801刺余金1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	流動負債		
未払解約金10,714,66025,608,653未払受託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部7本等17,311,670,41511,466,916,801剰余金期末剰余金又は期末欠損金( )3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	派生商品評価勘定	-	3,863
未払受託者報酬7,933,2496,953,534未払委託者報酬150,732,658132,117,814その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部******元本17,311,670,41511,466,916,801剰余金期末剰余金又は期末欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	未払金	13,767,028	1,650,149
未払委託者報酬       150,732,658       132,117,814         その他未払費用       1,345,300       1,242,340         流動負債合計       184,492,895       167,576,353         負債合計       184,492,895       167,576,353         純資産の部	未払解約金	10,714,660	25,608,653
その他未払費用1,345,3001,242,340流動負債合計184,492,895167,576,353負債合計184,492,895167,576,353純資産の部元本等17,311,670,41511,466,916,801剰余金17,311,670,41511,466,916,801期末剰余金又は期末欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	未払受託者報酬	7,933,249	6,953,534
流動負債合計 184,492,895 167,576,353 負債合計 184,492,895 167,576,353 純資産の部 元本等 17,311,670,415 11,466,916,801 剰余金 17,311,670,415 11,466,916,801 (分配準備積立金) 3,709,363,828 1,838,735,150 (分配準備積立金) 1,268,950,908 3,801,420,662 元本等合計 13,602,306,587 13,305,651,951 純資産合計 13,602,306,587 13,305,651,951	未払委託者報酬	150,732,658	132,117,814
負債合計 184,492,895 167,576,353 純資産の部 元本等 元本 17,311,670,415 11,466,916,801 剰余金 3,709,363,828 1,838,735,150 (分配準備積立金) 1,268,950,908 3,801,420,662 元本等合計 13,602,306,587 13,305,651,951 純資産合計 13,602,306,587 13,305,651,951	その他未払費用	1,345,300	1,242,340
純資産の部17,311,670,41511,466,916,801元本17,311,670,41511,466,916,801剰余金期末剰余金又は期末欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	流動負債合計	184,492,895	167,576,353
元本等 17,311,670,415 11,466,916,801 剰余金 3,709,363,828 1,838,735,150 (分配準備積立金) 1,268,950,908 3,801,420,662 元本等合計 13,602,306,587 13,305,651,951 純資産合計 13,602,306,587 13,305,651,951	負債合計	184,492,895	167,576,353
元本 17,311,670,415 11,466,916,801 剰余金 3,709,363,828 1,838,735,150 (分配準備積立金) 1,268,950,908 3,801,420,662 元本等合計 13,602,306,587 13,305,651,951 純資産合計 13,602,306,587 13,305,651,951	純資産の部		
剰余金3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	元本等		
期末剰余金又は期末欠損金()3,709,363,8281,838,735,150(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	元本	17,311,670,415	11,466,916,801
(分配準備積立金)1,268,950,9083,801,420,662元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	剰余金		
元本等合計13,602,306,58713,305,651,951純資産合計13,602,306,58713,305,651,951	期末剰余金又は期末欠損金()	3,709,363,828	1,838,735,150
純資産合計 13,602,306,587 13,305,651,951	(分配準備積立金)	1,268,950,908	3,801,420,662
	元本等合計	13,602,306,587	13,305,651,951
負債純資産合計 13,786,799,482 13,473,228,304	純資産合計	13,602,306,587	13,305,651,951
	負債純資産合計	13,786,799,482	13,473,228,304

# (2)【損益及び剰余金計算書】

第21期			(単位:円)
受取配当金       330,735,148       209,608,985         受取利息       155,360       114,998         有価証券売買等損益       2,047,480,766       5,556,398,572         為替差損益       1,667,503,053       260,910,980         その他収益       263,716       385,551         営業収益合計       48,823,489       6,027,419,086         営業費用       16,013,686       14,720,627         委託者報酬       304,261,809       279,693,312         その他費用       9,956,575       8,917,536         営業費用合計       330,232,070       303,331,475         営業利益又は営業損失()       379,055,559       5,724,087,611         経常利益又は経常損失()       379,055,559       5,724,087,611         経常利益又は経常損失()       379,055,559       5,724,087,611         当期純利益又は当期純損失()       379,055,559       5,724,087,611         一部解約に伴う到納純損失金額の分配額()       161,721,898       2,270,052,895         利余金増加額又は欠損金減少額       1,108,931,943       2,094,064,262         当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額       1,108,931,943       2,032,400,947         当期追加信託に伴う剩余金増加額       826,759,407       -         当期企加信託に伴う剩余金増加額       826,759,407       -         当期流加信託に伴う剩余金増加額       826,759,407       -         当期途加信託に伴う剩余金減が額又は欠損金額       826,759,407		(自 2023年 1 月28日	(自 2024年1月30日
受取利息       155,360       114,998         有価証券売買等損益       2,047,480,766       5,556,398,572         為替差損益       1,667,503,053       260,910,980         その他収益       263,716       385,551         営業収益合計       48,823,489       6,027,419,086         営業費用       16,013,686       14,720,627         委託者報酬       16,013,686       14,720,627         委託者報酬       9,956,575       8,917,536         営業費用合計       330,232,070       303,331,475         営業利益又は営業損失()       379,055,559       5,724,087,611         経常利益又は営業損失()       379,055,559       5,724,087,611         当期純利益又は営業損失()       379,055,559       5,724,087,611         当期純利益又は営業の分配額()       379,055,559       5,724,087,611         当期純利益又は財産債の分配額()       161,721,898       2,270,052,895         期首剰余金収は期首欠損金()       3,450,758,907       3,709,363,828         剩余金増加額又は欠損金減少額       1,108,931,943       2,032,400,947         当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額       1,108,931,943       2,032,400,947         当期追加信託に伴う剰余金増加額       826,759,407       -         当期流加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額       826,759,407       -         当期流加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金付金額       826,759,407       -         当期本金減少額       2,032,	営業収益		
有価証券売買等損益 2,047,480,766 5,556,398,572 為替差損益 1,667,503,053 260,910,980 その他収益 263,716 385,551 営業収益合計 48,823,489 6,027,419,086 営業費用 受託者報酬 16,013,686 14,720,627 委託者報酬 304,261,809 279,693,312 その他費用 9,956,575 8,917,536 営業費用合計 330,232,070 303,331,475 営業利益又は営業損失() 379,055,559 5,724,087,611 経常利益又は経常損失() 379,055,559 5,724,087,611 当期純利益又は当期純損失金額の分配額() 379,055,559 5,724,087,611 当期純利益全額の分配額() 379,055,559 5,724,087,611 当期止刑告金額の分配額() 379,055,559 5,724,087,611 当期止刑益金額の分配額() 11,108,931,943 2,270,052,895 期首剩余金又は期首欠損金減() 3,450,758,907 3,709,363,828 剩余金増加額又は欠損金減() 1,108,931,943 2,094,064,262 当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減() 1,108,931,943 2,032,400,947 当期追加信託に伴う剩余金増加額 826,759,407 - 61,663,315 利益 826,759,407 - 61,663,315 利益 826,759,407 - 61,663,315 利益 826,759,407 - 61,663,315	受取配当金	330,735,148	209,608,985
為替差損益 1,667,503,053 260,910,980 その他収益 263,716 385,551 営業収益合計 48,823,489 6,027,419,086 営業費用 受託者報酬 16,013,686 14,720,627 委託者報酬 304,261,809 279,693,312 その他費用 9,956,575 8,917,536 営業費用合計 330,232,070 303,331,475 営業利益又は営業損失() 379,055,559 5,724,087,611 経常利益又は経常損失() 379,055,559 5,724,087,611 当期純利益又は当期純損失() 379,055,559 5,724,087,611 当期純利益又は当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解 約に伴う判算金() 3,450,758,907 3,709,363,828 則当第金・電加額又は欠損金減少額 1,108,931,943 2,094,064,262 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,108,931,943 2,032,400,947 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 61,663,315 剰余金減少額又は欠損金増加額 826,759,407 - 領別の額以は欠損金増加額 826,759,407 - 初配金 526,759,407 - 61,663,315	受取利息	155,360	114,998
その他収益 営業収益合計263,716385,551営業費用48,823,4896,027,419,086受託者報酬16,013,68614,720,627委託者報酬304,261,809279,693,312その他費用9,956,5758,917,536営業費用合計330,232,070303,331,475営業利益又は営業損失()379,055,5595,724,087,611経常利益又は経常損失()379,055,5595,724,087,611当期純利益又は当期純損失()379,055,5595,724,087,611一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()161,721,8982,270,052,895期首剩余金又は期首欠損金()3,450,758,9073,709,363,828利金・金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-	有価証券売買等損益	2,047,480,766	5,556,398,572
営業収益合計48,823,4896,027,419,086営業費用16,013,68614,720,627委託者報酬304,261,809279,693,312その他費用9,956,5758,917,536営業費用合計330,232,070303,331,475営業利益又は営業損失()379,055,5595,724,087,611経常利益又は経常損失()379,055,5595,724,087,611当期純利益又は当期純損失()379,055,5595,724,087,611一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()161,721,8982,270,052,895期首剰余金又は期首欠損金()3,450,758,9073,709,363,828剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-	為替差損益	1,667,503,053	260,910,980
営業費用       受託者報酬       16,013,686       14,720,627         委託者報酬       304,261,809       279,693,312         その他費用       9,956,575       8,917,536         営業費用合計       330,232,070       303,331,475         営業利益又は営業損失()       379,055,559       5,724,087,611         経常利益又は営業損失()       379,055,559       5,724,087,611         当期純利益又は当期純損失()       379,055,559       5,724,087,611         一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()       161,721,898       2,270,052,895         期首剰余金又は期首欠損金()       3,450,758,907       3,709,363,828         剰余金増加額又は欠損金減少額       1,108,931,943       2,094,064,262         当期・部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額       1,108,931,943       2,032,400,947         当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減小額       826,759,407       -         当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額       826,759,407       -         当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額       826,759,407       -         分配金       -       -	その他収益	263,716	385,551
受託者報酬16,013,68614,720,627委託者報酬304,261,809279,693,312その他費用9,956,5758,917,536営業費用合計330,232,070303,331,475営業利益又は営業損失()379,055,5595,724,087,611経常利益又は経常損失()379,055,5595,724,087,611当期純利益又は当期純損失()379,055,5595,724,087,611一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()161,721,8982,270,052,895期首剰余金又は期首欠損金()3,450,758,9073,709,363,828剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-	営業収益合計	48,823,489	6,027,419,086
委託者報酬304,261,809279,693,312その他費用9,956,5758,917,536営業費用合計330,232,070303,331,475営業利益又は営業損失()379,055,5595,724,087,611経常利益又は経常損失()379,055,5595,724,087,611当期純利益又は当期純損失()379,055,5595,724,087,611一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()161,721,8982,270,052,895期首剰余金又は期首欠損金()3,450,758,9073,709,363,828剩余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-分配金	営業費用		
その他費用9,956,5758,917,536営業費用合計330,232,070303,331,475営業利益又は営業損失()379,055,5595,724,087,611経常利益又は経常損失()379,055,5595,724,087,611当期純利益又は当期純損失()379,055,5595,724,087,611一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()161,721,8982,270,052,895期首剰余金又は期首欠損金()3,450,758,9073,709,363,828剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期・部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-分配金	受託者報酬	16,013,686	14,720,627
営業費用合計330,232,070303,331,475営業利益又は営業損失()379,055,5595,724,087,611経常利益又は経常損失()379,055,5595,724,087,611当期純利益又は当期純損失()379,055,5595,724,087,611一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()161,721,8982,270,052,895期首剰余金又は期首欠損金()3,450,758,9073,709,363,828剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-分配金	委託者報酬	304,261,809	279,693,312
営業利益又は営業損失( )379,055,5595,724,087,611経常利益又は経常損失( )379,055,5595,724,087,611当期純利益又は当期純損失( )379,055,5595,724,087,611一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )161,721,8982,270,052,895期首剰余金又は期首欠損金( )3,450,758,9073,709,363,828剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額-61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-分配金	その他費用	9,956,575	8,917,536
経常利益又は経常損失( ) 379,055,559 5,724,087,611 当期純利益又は当期純損失( ) 379,055,559 5,724,087,611 つ部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( ) 3,450,758,907 3,709,363,828 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,108,931,943 2,094,064,262 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,108,931,943 2,032,400,947 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 61,663,315 剰余金減少額又は欠損金増加額 826,759,407 - 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 826,759,407 - 分配金	営業費用合計	330,232,070	303,331,475
当期純利益又は当期純損失( )379,055,5595,724,087,611一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )161,721,8982,270,052,895期首剰余金又は期首欠損金( )3,450,758,9073,709,363,828剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額-61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-分配金	営業利益又は営業損失( )	379,055,559	5,724,087,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()161,721,8982,270,052,895期首剰余金又は期首欠損金()3,450,758,9073,709,363,828剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,094,064,262当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額-61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-分配金	経常利益又は経常損失( )	379,055,559	5,724,087,611
約に伴う当期純損失金額の分配額( ) 161,721,898 2,270,052,895 期首剰余金又は期首欠損金( ) 3,450,758,907 3,709,363,828 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,108,931,943 2,094,064,262 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,108,931,943 2,032,400,947 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 61,663,315 剰余金減少額又は欠損金増加額 826,759,407 - 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 826,759,407 - 分配金	_	379,055,559	5,724,087,611
<ul> <li>剰余金増加額又は欠損金減少額</li> <li>当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額</li> <li>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額</li> <li>1,108,931,943</li> <li>2,032,400,947</li> <li>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額</li> <li>61,663,315</li> <li>剰余金減少額又は欠損金増加額</li> <li>当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額</li> <li>当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額</li> <li>826,759,407</li> <li>・</li> <li>分配金</li> </ul>		161,721,898	2,270,052,895
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額1,108,931,9432,032,400,947当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額-61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額826,759,407-分配金	期首剰余金又は期首欠損金( )	3,450,758,907	3,709,363,828
少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額-61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 加額826,759,407-分配金		1,108,931,943	2,094,064,262
少額-61,663,315剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-分配金	少額	1,108,931,943	2,032,400,947
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額826,759,407-分配金		-	61,663,315
加額 826,759,407	剰余金減少額又は欠損金増加額	826,759,407	-
		826,759,407	-
期末剰余金又は期末欠損金( ) 3,709,363,828 1,838,735,150	分配金	-	-
	期末剰余金又は期末欠損金( )	3,709,363,828	1,838,735,150

#### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近 の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額 (基準価額を含む)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

#### 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

### 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって 計算しております。

#### 4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

#### (1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、 通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、 同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

### (2) 計算期間末日の取扱い

当計算期間は前計算期間末日が休業日であったため、2024年1月30日から2025年1月27日までとなっております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

# (貸借対照表に関する注記)

	項目	第21期 (2024年 1 月29日現在)	第22期 (2025年 1 月27日現在)
1	当該計算期間の末日における 受益権総数	17,311,670,415□	11,466,916,801 🗆
2	投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 3,709,363,828円	元本の欠損 -
3	1 口当たり純資産額	0.7857円	1.1604円

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期 (自 2023年1月28日 至 2024年1月29日)	第22期 (自 2024年1月30日 至 2025年1月27日)
1 資産運用の権限を再委託 する場合の当該委託費用	80,068,800円	73,805,054円
2 分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,993,214,220円)、分配準備積立金(1,268,950,908円)により、分配対象収益は3,262,165,128円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(139,374,914円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(3,056,673,908円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金(その他収益調整金)(1,581,871,187円)、分配準備積立金(605,371,840円)により、分配対象収益は5,383,291,849円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「鉱山株・金鉱株投資のリスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリ・・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

#### (1)市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

#### (2)信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

#### (3)取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

### 金融商品の時価等に関する事項

第21期 (2024年1月29日現在)	第22期 (2025年1月27日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」 に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注 記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載し ております。 (3)上記以外の金融商品(コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。	2 時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品(コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務) 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件 等を採用しているため、異なる前提条件等によっ た場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あ くまでもデリバティブ取引における名目的な契約 額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体が デリバティブ取引のリスクの大きさを示すもので はありません。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であ ります。	4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に 従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

# (その他の注記)

# 1 期中元本変動額

項目	第21期 (2024年 1 月29日現在)	第22期 (2025年 1 月27日現在)	
期首元本額	18,857,033,381円	17,311,670,415円	
期中追加設定元本額	4,476,182,383円	4,322,513,124円	
期中一部解約元本額	6,021,545,349円	10,167,266,738円	

# 2 有価証券関係

第21期 (2024年1月29日現在)

# 売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	1,654,400,827
投資信託受益証券	8,931,151
合計	1,663,331,978

# 第22期(2025年1月27日現在)

# 売買目的有価証券

7022 FT 73 13 IFF REE 73	
種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	3,310,757,294
投資信託受益証券	89,656,235
合計	3,400,413,529

#### 3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

#### 通貨関連

		第21期 (2024年1月29日現在)				
区分	種類	契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超 (円)		(円)	
市場取引	為替予約取引					
以外の取引	買建					
	オーストラリアドル	13,742,597	1	13,765,389	22,792	
合計		13,742,597	-	13,765,389	22,792	

		第22期 (2025年 1 月27日現在)				
区分		契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超 (円)		(円)	
市場取引	為替予約取引					
以外の取引	買建					
	オーストラリアドル	1,409,218	-	1,405,355	3,863	
合計		1,409,218	-	1,405,355	3,863	

### (注1) 時価の算定方法

### 為替予約取引

1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- (注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

# (4)【附属明細表】

# 第1 有価証券明細表

# (1) 株式

温华	<b>3</b>	±#. <del>- \*</del>		評価額	
通貨		株式数	単価	金額	備考
アメリカドル	BARRICK GOLD CORP	326,497	16.130	5,266,396.610	
	ELDORADO GOLD CORP	189,593	15.530	2,944,379.290	
	FREEPORT-MCMORAN INC	25,727	37.810	972,737.870	
	GOLD FIELDS LTD-SPONS ADR	536	16.760	8,983.360	
	NEWMONT CORP	95,594	42.040	4,018,771.760	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	104,194	22.420	2,336,029.480	
	POLYUS PJSC-REG S-GDR-WI	1	0.000	0.000	
	POLYUS PJSC	39,082	0.010	390.820	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	77,268	28.230	2,181,275.640	
アメリカドル 小計		858,492		17,728,964.830	
				(2,758,626,928)	
オーストラリアドル	EMERALD RESOURCES NL	384,230	3.770	1,448,547.100	
	DE GREY MINING LTD	1,794,568	1.995	3,580,163.160	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	521,604	17.170	8,955,940.680	
	CHALLENGER GOLD LIMITED	3,667,735	0.050	183,386.750	
	PREDICTIVE DISCOVERY LTD	4,309,419	0.270	1,163,543.130	
	CAPRICORN METALS LTD	139,503	7.540	1,051,852.620	
	BELLEVUE GOLD LTD	2,119,852	1.120	2,374,234.240	
	FIREFLY METALS LTD	898,239	0.900	808,415.100	
オーストラリアドル	· 小計	13,835,150		19,566,082.780	
				(1,916,106,487)	
カナダドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	88,636	128.970	11,431,384.920	
	MAG SILVER CORP	112,217	21.770	2,442,964.090	
	RUPERT RESOURCES LTD	324,978	4.350	1,413,654.300	
	DUNDEE PRECIOUS METALS INC	163,219	14.470	2,361,778.930	
	CENTERRA GOLD INC	243,275	8.760	2,131,089.000	
	KINROSS GOLD CORP	537,253	15.330	8,236,088.490	
	FRANCO-NEVADA CORP	21,095	186.690	3,938,225.550	
	B2GOLD CORP	335,375	3.440	1,153,690.000	
	TOREX GOLD RESOURCES INC	138,783	30.320	4,207,900.560	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	61,110	86.070	5,259,737.700	
	AYA GOLD & SILVER INC	100,505	11.620	1,167,868.100	
	ARTEMIS GOLD INC	86,112	15.490	1,333,874.880	
	SKEENA RESOURCES LTD	74,387	14.210	1,057,039.270	
	OSISKO GOLD ROYALTIES LTD	121,507	26.880	3,266,108.160	
	ENDEAVOUR MINING PLC	220,087	28.080	6,180,042.960	
	FOUNDERS METALS INC	260,599	4.910	1,279,541.090	
	ALLIED GOLD CORP	383,315	3.990	1,529,426.850	
	ROBEX RESOURCES INC	146,760	2.370	347,821.200	
	G MINING VENTURE CORP	210,961	13.270	2,799,452.470	
	LUNDIN GOLD INC	123,085	35.460	4,364,594.100	
	ALAMOS GOLD INC	214,136	29.520	6,321,294.720	
カナダドル 小計		3,967,395		72,223,577.340	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(7,816,757,776)	
南アフリカランド	GOLD FIELDS LTD	96,379	309.980	29,875,562.420	
南アフリカランド /		96,379		29,875,562.420	
	<del>- ···</del>	13,3.3		(250,954,724)	
 合計	· :			12,742,445,915	
				(12,742,445,915)	
				(12,172,770,010)	

#### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	INVESCO PHYSICAL GOLD ETC PLC	1,657.000	443,462.910	
		SPROTT PHYSICAL SILVER TRUST	225,381.000	2,316,916.680	
	アメリカドル	小計	227,038.000	2,760,379.590	
				(429,515,064)	
投資信託受益証券 含	<b>合計</b>			429,515,064	
				(429,515,064)	
合計				429,515,064	
				(429,515,064)	

- (注1)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。
- (注2)1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
  - 2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
  - 3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	9銘柄	86.5%	- %	24.2%
	投資信託受益証券	2銘柄	- %	13.5%	
オーストラリアドル	株式	8銘柄	100.0%	- %	14.5%
カナダドル	株式	21銘柄	100.0%	- %	59.4%
南アフリカランド	株式	1銘柄	100.0%	- %	1.9%

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

# 【中間財務諸表】

# 【ブラックロック・ゴールド・ファンド】

# (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

当中間計算期間末 (2025年7月27日現在)

	(2025年 / 月27日現任)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	794,546,081
株式	18,830,681,129
投資信託受益証券	639,595,091
未収入金	626,215
未収配当金	4,435,425
その他未収収益	4,842,745
流動資産合計	20,274,726,686
資産合計	20,274,726,686
負債の部	
流動負債	
未払解約金	86,193,902
未払受託者報酬	8,815,301
未払委託者報酬	167,491,455
その他未払費用	1,233,153
流動負債合計	263,733,811
負債合計	263,733,811
純資産の部	
元本等	
元本	13,105,054,109
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	6,905,938,766
(分配準備積立金)	2,995,757,853
元本等合計	20,010,992,875
純資産合計	20,010,992,875
負債純資産合計	20,274,726,686

# (2)【中間損益及び剰余金計算書】

	(単位:円)_
	当中間計算期間 (自 2025年1月28日 至 2025年7月27日)
営業収益	
受取配当金	108,859,445
受取利息	62,789
有価証券売買等損益	4,573,809,658
為替差損益	188,998,643
その他収益	4,915,410
営業収益合計	4,498,648,659
営業費用	
受託者報酬	8,815,301
委託者報酬	167,491,455
その他費用	8,747,334
営業費用合計	185,054,090
営業利益又は営業損失( )	4,313,594,569
経常利益又は経常損失( )	4,313,594,569
中間純利益又は中間純損失( )	4,313,594,569
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う中間純損失金額の分配額( )	524,567,056
期首剰余金又は期首欠損金()	1,838,735,150
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,796,296,346
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,796,296,346
剰余金減少額又は欠損金増加額	518,120,243
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	518,120,243
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	6,905,938,766

#### (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

#### (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における中間計算期間末日において知りうる 直近の最終相場で評価しております。

### (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額 (基準価額を含む)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

#### (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

#### 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

#### 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

### 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値に よって計算しております。

#### 4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

#### 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

	項目	当中間計算期間末 (2025年 7 月27日現在)
1	当該中間計算期間の末日における 受益権総数	13,105,054,109□
2	1 口当たり純資産額	1.5270円

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当中間計算期間 (自 2025年 1 月28日 至 2025年 7 月27日)	
資産運用の権限を再委託する 場合の当該委託費用	43,476,223円	

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

#### 当中間計算期間末 (2025年7月27日現在)

- 1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて 時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額 と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
  - (1)有価証券
  - 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
  - (2) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。

- (3)上記以外の金融商品(コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務)
- これらの科目は短期間で決済されるため、時価は 帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件 等を採用しているため、異なる前提条件等によっ た場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であ ります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

# (その他の注記)

### 1 期中元本変動額

1 70170712	нл	
	項目	当中間計算期間末 (2025年 7 月27日現在)
期首元本額		11,466,916,801円
期中追加設定元2	<b>と額</b>	4,454,586,631円
期中一部解約元2	<b>広額</b>	2,816,449,323円

- 2 有価証券関係 該当事項はありません。
- 3 デリバティブ取引関係 該当事項はありません。

# 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2025年7月末現在)

「ブラックロック・ゴールド・ファンド」

資産総額	20,752,497,231円
負債総額	545,705,772円
純資産総額( - )	20,206,791,459円
発行済数量	13,522,868,985□
1 単位当たり純資産額( / )	1.4943円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 受益証券の名義書換え等 該当事項はありません。
- 2 受益者名簿の閉鎖の時期 受益者名簿は作成していません。
- 3 投資者に対する特典 該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

#### 5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の申込、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の申込、受益証券の再発行の申込を行わない ものとします。

### 6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、 一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

EDINET提出書類 ブラックロック・ジャパン株式会社(E09096) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、 換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われ ます。

### 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

#### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

#### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更 等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

#### < 取締役会 >

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

#### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ 委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っていま す。

### 運用の意思決定機構

#### 投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

#### 運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

#### ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行いま す。

### リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める

ブラックロック・ジャパン株式会社(E09096)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第

一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年7月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	199	13,566,197
単位型株式投資信託	72	474,991
合計	271	14,041,189

### 3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

#### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3.財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# (1)【貸借対照表】

(1)【貝伯刈照衣】			(単位:百万円)
		第37期 (2023年12月31日現在)	第38期 (2024年12月31日現在)
資産の部		(2023年12月31日現任)	(2024年12月31日現在)
流動資産			
現金・預金		19,222	18,849
立替金		42	40
前払費用		153	163
未収入金	2	2	0
未収委託者報酬		2,178	2,623
未収運用受託報酬		2,712	3,431
未収収益	2	1,839	1,933
為替予約		1	-
その他流動資産		-	_
流動資産計		26,153	27,042
固定資産		·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
有形固定資産			
建物附属設備	1	500	408
器具備品	1	432	334
有形固定資産計		932	742
無形固定資産			
ソフトウエア		12	7
無形固定資産計		12	7
投資その他の資産			
投資有価証券		22	32
長期差入保証金		812	820
前払年金費用		1,142	1,241
長期前払費用		6	3
繰延税金資産		732	955
投資その他の資産計		2,717	3,054
固定資産計		3,662	3,805
資産合計		29,815	30,847

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (単位:百万円)

(2023年12月31日現在) (2024年12月31日現在) (2024年12月31日建作 (2024年12月31日現在) (2024年12月31日現在) (2024年12月31日建作 (2024年12月31日建				(単位:日万円 <u>)</u> 第38期
洗動負債   預り金			(2023年12月31日現在)	
預り金     144     86       未払金     2       未払収益分配金     5     5       未払手数料     432     530       その他未払金     69     66       未払費用     2     945     1,242       未払消費税等     192     424       未払消費税等     1,472     2,223       為替予約     -     3       前受金     254     166       買う引当金     1,902     2,336       役員賞与引当金     146     147       早期退職部労引当金     146     147       早期退職部労引当金     176     125       流動負債     101     103       資産除去債務     963     964       固定負債     1,064     1,066       負債合計     6,879     8,486       純資産の部     3,120     3,120       株主資本会計     3,001     3,001       その他資本剰余金     3,846     3,846       資本利益会会計     3,846     3,846       資本利益会会計     3,001     3,001       株主資本合計     12,632     12,536       株主資本合計     12,968     12,939       株主資本合計     12,968     12,939       株主資本合計     12,968     12,939       株主資本合計     22,336     22,356       評価、換差額等     12,936 <td< td=""><td>負債の部</td><td></td><td></td><td></td></td<>	負債の部			
未払収益分配金       5       5         未払手数料       432       53         その他未払金       63       62         未払費用       2       945       1,243         未払清費税等       192       424         未払法人税等       1,472       2,233         為替予的       -       3         前受金       254       162         質与引当金       146       144         早期退職慰労引当金       176       128         流動負債計       5,814       7,420         固定負債       101       103         資產除去債務       963       964         固定負債計       1,064       1,066         負債合計       6,879       8,486         純資產の部       3,120       3,120         株主資本金       3,001       3,001         資本郵佣金       3,846       3,846         資本剩余金       3,846       3,846         資本剩余金       3,846       3,846         資本剩余金合計       12,936       22,936         経規利益剩余金合計       12,936       12,936         採土資本合計       12,968       12,936         採土資本合計       12,968       12,936         採土資本合計       12,968       12,936     <	流動負債			
未払何適金       70       70         未払手数料       432       530         その他未払金       69       62         未込費用       2       945       1,243         未払消費税等       192       424         未払法人税等       1,472       2,223         為替予約       -       3         前受金       254       166         賞与引当金       1,902       2,330         役員賞与引当金       146       147         早期週職配労引当金       176       128         添動負債計       5,814       7,420         固定負債       101       103         資産除去債務       963       964         固定負債計       1,064       1,068         負債合計       6,879       8,486         鉄直産の部株主資本       3,001       3,001         株主資本       3,001       3,001         その他資本剩余金       3,846       3,846         資本率備金       3,001       3,001         その他対益刺糸金合計       6,847       6,847         利益剩余金計       12,632       12,054         科益剩余会計       12,968       12,391         株主資本       12,968       12,393         株主資本       12,968       12,393	預り金		144	85
未払賃還金 未払手数料     70     70       未払手数料     432     530       その他未払金     69     62       未払消費税等     192     424       未払消費税等     192     424       未払消費税等     192     424       未払済費税等     1,472     2,235       高替予的     -     3       市受金     254     162       貿易当日当金     1,902     2,330       役員賞与引当金     1,902     2,330       投資債     1,902     2,330       退職給付引当金     1,61     10       資産債     101     103       資産債     963     964       負債合計     1,064     1,066       負債合計     6,879     8,486       株主資本     3,120     3,120       資本利余金     3,846     3,846       資本利余金     3,846     3,846       資本利益未金金計     6,847     6,847       利益期余金     12,632     12,064       財益期余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,356       評価、換算差額等合計     0     0       供養額等     22,936     22,356       20     22,356 <td>未払金</td> <td>2</td> <td></td> <td></td>	未払金	2		
未払手数料     432     530       その他未払金     69     62       未払責用     2     945     1,243       未払法人稅等     192     424       未払法人稅等     1,472     2,223       為替予約     -     3       前受金     254     166       賞与引当金     1,902     2,330       役員賞与引当金     146     147       早期退職慰労引当金     176     125       流動負債計     5,814     7,420       固定負債     101     103       直職給付引当金     101     103       直負債計     963     964       固定負債計     1,064     1,068       負債合計     6,879     8,486       経資產の部     3,120     3,120       株主資本     3,001     3,001       資本期余金     3,846     3,846       資本期余金合計     6,847     6,847       利益剩余金合計     12,632     12,652       利益剩余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,356       評価、接近利益剩余金合計     0     0       報週報等     0     0       保護和等     0     0       研修費差額等     0     0	未払収益分配金		5	5
その他末払金       69       62         末払費用       2       945       1,243         未払消費税等       192       424         未払法人税等       1,472       2,223         為替予的       -       3         前受金       254       162         賞与引当金       1,902       2,330         役員賞与引当金       146       147         早期退職配労引当金       176       125         減費債       963       964         固定負債       101       103         資產除去債務       963       964         固定負債計       1,064       1,066         負債合計       6,879       8,486         純資産の部株主資本       3,120       3,120         準本金       3,001       3,001         資本率第余金       3,846       3,846         資本剩余金       3,846       3,846         資本剩余金       3,846       3,846         資本剩余金       12,632       12,054         利益剩余金       12,936       22,355         評価, 換算本額等       22,936       22,355         評価, 換算本額等       0       0         企作, 換算本額等       0       0         企作, 換算者額等       0       0 <t< td=""><td>未払償還金</td><td></td><td>70</td><td>70</td></t<>	未払償還金		70	70
未払費用     2     945     1,243       末払消費税等     192     424       未払法人税等     1,472     2,225       為替予的     -     3       貸与買与引当金     1,902     2,330       役員賞与引当金     146     147       早期退職慰労引当金     176     125       適定負債     101     103       資産除去債務     963     964       固定負債計     1,064     1,066       負債合計     6,879     8,486       純資産の部株主資本     3,120     3,120       株主資本     3,001     3,001     3,001       その他資本剩余金     3,846     3,846     3,846       資本剩余金     3,846     3,846     3,846       資本剩余金     3,846     3,846     3,846       資本剩余金     12,632     12,054       利益剩余金     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,355       評価、換算差額等合計     0     0       評価、換算差額等合計     0     0       研資産合計     22,936     22,355	未払手数料		432	530
未払消費税等     192     424       未払法人税等     1,472     2,223       為替予約     -     3       前受金     254     162       賞与引当金     1,902     2,330       役員質与引当金     146     147       早期退職慰労引当金     176     128       流動負債計     5,814     7,420       固定負債     101     103       資産除去債務     963     964       固定負債計     1,064     1,064       負債合計     6,879     8,486       純資産の部     3,120     3,120       株主資本金     3,001     3,001       資本剩余金     3,846     3,846       資本剩余金合計     6,847     6,847       利益剩余金     336     336       その他利益剩余金     12,632     12,054       利益剩余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,336       評価,換算差額等     0     0       企業     0     0       純資産合計     0     0       純資產合計     0     0       純資產合計     0     0       純資產合計     0     0       小田東衛金     0     0       中國、大田東衛金     0     0       中國、大田東衛金     0     0       中國、大田東衛金     0	その他未払金		69	62
未払法人税等     1,472     2,223       為替予約     -     3       前受金     254     166       賞与引当金     1,902     2,330       役員賞与引当金     146     147       江勳負債計     176     125       返職給付引当金     101     103       資產除去債務     963     964       固定負債計     1,064     1,066       負債合計     6,879     8,486       純資産の部     株主資本       核土資本量金     3,001     3,001       その他資本剰余金     3,846     3,846       資本剩余金合計     6,847     6,847       利益製産金計     12,632     12,054       利益剩余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,356       評価・換算差額等     0     0       評価・換算差額等合計     0     0       純資産合計     0     0       純資產合計     0     0       新聞     22,936     22,936	未払費用	2	945	1,243
為替予約     -     33       前受金     254     162       賞与引当金     1,902     2,333       役員賞与引当金     146     147       早期退職慰労引当金     176     128       流動負債計     5,814     7,426       固定負債     101     103       資産除去債務     963     964       固定負債計     1,064     1,066       負債合計     6,879     8,486       純業資本     3,120     3,120       資本率備金     3,001     3,001       その他資本剰余金     3,846     3,846       資本剩余金合計     6,847     6,847       利益剩余金     336     336       利益剩余金合計     12,632     12,054       利益剩余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,356       評価・換算差額等合計     0     0       純資産合計     0     0       純資產合計     0     0       純資產合計     0     0       純資產合計     0     0       代資金     22,936     22,356	未払消費税等		192	424
前受金   254   162   253   25	未払法人税等		1,472	2,223
賞与引当金       1,902       2,330         役員賞与引当金       146       147         早期退職慰労引当金       176       125         流動負債計       5,814       7,420         固定負債       101       103         資産除去債務       963       964         固定負債計       1,064       1,066         負債合計       6,879       8,486         純資産の部株主資本       3,120       3,120         株主資本会 資本剩余金 資本剩余金 資本剩余金合計       3,001       3,001         資本剩余金合計       6,847       6,847         利益專余金合計       12,632       12,054         利益剩余金合計       12,632       12,054         利益剩余金合計       12,968       12,391         株主資本合計       22,936       22,356         評価、投算差額等       0       0         作価 投算差額等合計       0       0         統國產合計       0       0         統國產品       22,936       22,936	為替予約		-	3
役員賞与引当金     146     147       早期退職慰労引当金     176     128       流動負債計     5,814     7,420       固定負債     101     103       資産除去債務     963     964       固定負債計     1,064     1,066       負債合計     6,879     8,488       純資産の部株主資本     3,120     3,120       資本剩余金     3,001     3,001       資本利余金     3,846     3,846       資本剩余金合計     6,847     6,847       利益剩余金     336     336       その他利益剩余金     12,632     12,054       利益剩余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,355       評価・換算差額等     0     0       統資産合計     0	前受金		254	162
早期退職慰労引当金     176     125       流動負債計     5,814     7,420       固定負債     101     103       資産除去債務     963     964       固定負債計     1,064     1,066       負債合計     6,879     8,486       純資産の部     ***     ***       株主資本     3,120     3,120       資本兼備金     3,001     3,001       その他資本剩余金     3,846     3,846       資本剩余金合計     6,847     6,847       利益剩余金     12,632     12,054       利益剩余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,355       評価・換算差額等     0     0       純資産合計     0     0       未額     22,936     22,356	賞与引当金		1,902	2,330
流動負債計     5,814     7,420       固定負債     101     103       資産除去債務     963     964       固定負債計     1,064     1,068       負債合計     6,879     8,486       純資産の部     株主資本       株土資本     3,120     3,120       資本剰余金     3,001     3,001       資本剰余金合計     3,846     3,846       資本剰余金合計     6,847     6,847       利益剰余金     336     336       その他利益剰余金     12,632     12,054       利益剰余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,356       評価・換算差額等     0     0       統資産合計     0     0       大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	役員賞与引当金		146	147
固定負債 退職給付引当金 101 103 資産除去債務 963 964 固定負債計 1,064 1,068 負債合計 6,879 8,488  純資産の部 株主資本 資本金 3,120 3,120 資本剰余金 3,001 3,001 その他資本剰余金 3,846 3,846 資本剰余金合計 6,847 6,847 利益剰余金 13,647 6,847 利益剰余金 336 336 その他利益剰余金 40世別 3,001 その他利益剰余金 42,036 12,039 株主資本合計 12,968 12,391 株主資本合計 22,936 22,358 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 0 0 00年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	早期退職慰労引当金		176	129
退職給付引当金     101     103       資産除去債務     963     964       固定負債計     1,064     1,066       負債合計     6,879     8,488       純資産の部     株主資本       様本主資本     3,120     3,120       資本剰余金     3,001     3,001       その他資本剰余金     3,846     3,846       資本剰余金合計     6,847     6,847       利益剰余金     336     336       その他利益剰余金     12,632     12,054       利益剰余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,355       評価・換算差額等     0     0       純資産合計     0     0       統資産会     22,936     22,356	流動負債計		5,814	7,420
資産除去債務 固定負債計 負債合計963964負債合計1,0641,066負債合計6,8798,488純資産の部 株主資本 資本単備金 資本単備金 資本剰余金合計 資本利金金合計 利益東余金 利益東余金 利益東余金 利益東余金 利益東余金 利益東余金 村益東余金 利益東余金 	固定負債			
固定負債計       1,064       1,068         負債合計       6,879       8,486         純資産の部株主資本 資本金       3,120       3,120         資本剰余金       3,001       3,001         資本利余金合計       3,846       3,846         資本利余金合計       6,847       6,847         利益剩余金       336       336         その他利益剩余金 繰越利益剩余金合計       12,632       12,054         利益剩余金合計       12,968       12,391         株主資本合計       22,936       22,356         評価・換算差額等       0       0         統資産合計       0       0         純資産合計       0       0         純資産合計       22,936       22,356	退職給付引当金		101	103
負債合計6,8798,488純資産の部株主資本 資本金 資本剩余金 資本準備金 資本判余金合計 資本剩余金合計 資本剩余金合計 	資産除去債務		963	964
純資産の部株主資本     3,120     3,120       資本金     3,001     3,001       資本準備金     3,846     3,846       資本剰余金合計     6,847     6,847       利益剰余金     336     336       その他利益剰余金     12,632     12,054       利益剰余金合計     12,968     12,391       株主資本合計     22,936     22,355       評価・換算差額等     0     0       純資産合計     0     0       純資産合計     0     0       純資産合計     22,936     22,335	固定負債計		1,064	1,068
株主資本 資本金 資本剰余金3,1203,120資本準備金 資本利余金 資本剰余金合計 利益剰余金 利益剰余金 利益利益準備金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 「機工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	負債合計		6,879	8,488
資本金 資本剰余金3,1203,120資本利余金 資本剰余金合計3,0013,001その他資本剰余金 資本剰余金合計3,8463,846利益剰余金 利益利益準備金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計336336その他利益利余金 利益剰余金合計12,63212,054利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計00統資産合計22,93622,359純資産合計22,93622,359	純資産の部			
資本利余金3,0013,001その他資本剰余金3,8463,846資本剰余金合計6,8476,847利益剰余金336336その他利益剰余金12,63212,054利益剩余金合計12,96812,391株主資本合計22,93622,359評価・換算差額等00その他有価証券評価差額金00評価・換算差額等合計00純資産合計22,93622,359純資産合計22,93622,359	株主資本			
資本期余金3,0013,001その他資本剰余金3,8463,846資本剰余金合計6,8476,847利益剰余金336336その他利益剰余金12,63212,054利益剰余金合計12,96812,391株主資本合計22,93622,359評価・換算差額等00・評価・換算差額等合計00純資産合計22,93622,359純資産合計22,93622,359	資本金		3,120	3,120
その他資本剰余金 資本剰余金合計3,846 6,8473,846 6,8473,846 6,847利益剰余金 利益剰余金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計 株主資本合計 株主資本合計 アの他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計 統資産合計12,632 12,054 12,936 22,35512,054 12,968 22,355	資本剰余金			
資本剰余金合計 利益剰余金6,8476,847利益準備金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 利益剰余金合計 株主資本合計 評価・換算差額等 ・での他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計12,632 12,054 12,968 22,93612,391 22,359評価・換算差額等 ・評価・換算差額等合計 ・換算差額等合計0 22,9360 22,359	資本準備金		3,001	3,001
利益剰余金 利益準備金 336 336 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 12,632 12,054 利益剰余金合計 12,968 12,391 株主資本合計 22,936 22,359 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 0 0 0 評価・換算差額等合計 0 0 0 純資産合計 22,936 22,359	その他資本剰余金		3,846	3,846
利益準備金336336その他利益剰余金12,63212,054利益剰余金合計12,96812,391株主資本合計22,93622,359評価・換算差額等00評価・換算差額等合計00純資産合計22,93622,359	資本剰余金合計		6,847	6,847
その他利益剰余金12,63212,054科益剰余金合計12,96812,391株主資本合計22,93622,359評価・換算差額等00評価・換算差額等合計00純資産合計22,93622,359	利益剰余金			
繰越利益剰余金12,63212,054利益剰余金合計12,96812,391株主資本合計22,93622,359評価・換算差額等00評価・換算差額等合計00純資産合計22,93622,359	利益準備金		336	336
利益剰余金合計12,96812,391株主資本合計22,93622,359評価・換算差額等00評価・換算差額等合計00純資産合計22,93622,359	その他利益剰余金			
株主資本合計22,93622,359評価・換算差額等00評価・換算差額等合計00純資産合計22,93622,359	繰越利益剰余金		12,632	12,054
株主資本合計22,93622,359評価・換算差額等00評価・換算差額等合計00純資産合計22,93622,359	利益剰余金合計		12,968	12,391
その他有価証券評価差額金0C評価・換算差額等合計0C純資産合計22,93622,359	株主資本合計		22,936	22,359
その他有価証券評価差額金0C評価・換算差額等合計0C純資産合計22,93622,359	評価・換算差額等			
評価・換算差額等合計0C純資産合計22,93622,359			0	0
			0	0
	純資産合計		22,936	22,359
只真。就具连口引 23,013 30,047	負債・純資産合計		29,815	30,847

# (2)【損益計算書】

	(2)【預益計算書】			(単位:百万円)
営業収益   1			(自 2023年 1月 1日	(自 2024年 1月 1日
運用受託報酬	営業収益		<u> </u>	·
その他営業収益計       1       18,148       19,213         営業収益計       33,655       38,009         営業財       1,597       1,990         広告宣伝費       152       255         調査費       357       352         委託前費費       1       4,651       5,494         調査費       5,009       5,846         委託計算費       107       92         営業維経費       88       117       92         営業維経費計       20       240       30         宣業維経費計       7,097       8,430       30         一般管理費       4       39       30         企業報経費計       220       240       30         一般管理費       5,875       5,746       30         台灣和       4,25       30       30         台灣和       4,25       30       30         台灣和       4,25       30       30       30         台灣和       4,561       4,561       30	委託者報酬		6,885	8,337
営業費用     33,655     38,000       支払手数料     1,597     1,990       広告宣伝費     152     259       調査費     357     352       委託前産費     1     4,651     5,494       調査費計     5,009     5,846       委託計算費     117     92       営業経経費     88     119       印刷費     87     81       高費費     44     39       営業性経費計     220     240       労業費用計     7,097     8,430       一般管理費     5,875     5,749       賞与     2,563     2,880       総料     9,133     9,055       海線付費用     489     430       福利學生費     1,151     1,151       事務会託費     1     4,562     6,995       交際費     69     52       旅費交通費     19     4,562     6,995       交際費     69     52       旅費交通費     19     4,562     6,995       交際費     69     52       旅費交通費     19     3     70       固定資産減低機利     473     2,98       資産減低機利     49     43       水道大農費     473     2,98       資産減低機利     49     43       水道大農費     49	運用受託報酬	1	8,621	10,459
	その他営業収益	1	18,148	19,213
支払手数料       1,597       1,990         広告宣伝費       152       269         調査費       357       352         委託訓查費       1       4,651       5,494         調查費計       5,009       5,846         委託計算費       117       92         营業維経費       88       119         印刷費       87       81         諸会費       44       39         営業維経費計       220       240         営業維経費計       7,097       8,430         一般管理費       44       39         営業維経費計       20       240         営業維経費計       20       240         営業維経費計       9,133       9,133       9,155         資料       9,133       9,055       5,749       2,563       2,880         給料・手当       5,875       5,749       2,563       2,880       2,880       2,151       1,151       事務委託費       4,30       4,562       6,955       交際費       69       52       次       交際費       52       次       2,563       2,880       2,980       2,980       2,980       2,980       2,980       2,980       2,980       2,980       2,980       2,980       2,980       2,980<	営業収益計		33,655	38,009
広告宣伝費 調査費 調査費     152     259       調査費計     357     352       委託調査費計     1,000     5,846       委託計算費     117     92       営業維経費 通信費     88     119       印刷費     87     81       結会費     44     39       営業費用計     7,097     8,430       一般管理費     5,875     5,749       賞与     2,563     2,880       給料・手当     5,875     5,749       賞与     2,563     2,880       給料計     9,133     9,055       退職給付費用     489     430       福利厚生費     1,185     1,151       事務委託費     1     4,562     6,695       交際費     69     52       稅費透過費     193     223       租稅公課     294     317       不動產賃借料     904     814       水道光熱費     82     70       固定資産減価償却費     473     298       資産除去債務利息費用     2     1       事務過誤以到損     3     0       諸経費     484     459       中般管理費計     17,678     19,571	営業費用			
調査費 357 352	支払手数料		1,597	1,990
調査費 委託調査費 調査費計 調査費計 調査費計 要託計算費 管業維経費 通信費 日刷費 営業維経費計 	広告宣伝費		152	259
委託創查費計     1     4,651     5,494       製工業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業	調査費			
調査費計     5,009     5,846       委託計算費     117     92       営業雑経費     88     119       印刷費     87     81       話会費     44     39       営業雑経費計     220     240       営業費用計     7,097     8,430       一般管理費     4     425       給料・手当     5,875     5,749       賞与     2,563     2,880       給料計     9,133     9,055       退職給付費用     430     430       福利厚生費     1,185     1,151       事務委託費     1     4,562     6,695       交際費     69     52       旅費交通費     193     223       租稅公課     294     317       不動産賃借料     904     814       水道光熱費     82     70       固定資産減価償却費     473     298       資産於去債務利息費用     2     1       事務過誤取引損     3     0       結経費     484     459       一般管理費計     17,878     19,571	調査費		357	352
委託計算費11792営業維経費88119印刷費8781話会費4439営業維経費計220240営業費用計7,0978,430一般管理費425給料・手当5,8755,749賞与2,5632,880給料計9,1339,055退職給付費用489430福利厚生費1,1851,151事務委託費14,5626,695交際費6952旅費交通費193223租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資產減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30話経費484459日般管理費計17,87819,571	委託調査費	1	4,651	5,494
営業雑経費       88       119         印刷費       87       81         諸会費       44       39         営業維経費計       220       240         営業費用計       7,097       8,430         一般管理費       88       11         給料       220       240         金料・手当       5,875       5,749         賞与       2,563       2,880         給料計       9,133        9,055         退職給付費用       489       430         福利厚生費       1,185       1,151         事務委託費       1       4,562       6,895         交際費        69       52         旅費交通費       193       223         租税公課       904       814         水道光熱費       82       70         固定資産減価償却費       473       298         資産除去債務利息費用       2       1         再務過誤取引損       3       0         諸経費       484       459         日般管理費計       17,878       19,571	調査費計		5,009	5,846
営業雑経費       88       119         印刷費       87       81         諸会費       44       39         営業維経費計       220       240         営業費用計       7,097       8,430         一般管理費       88       11         給料       220       240         金料・手当       5,875       5,749         賞与       2,563       2,880         給料計       9,133        9,055         退職給付費用       489       430         福利厚生費       1,185       1,151         事務委託費       1       4,562       6,895         交際費        69       52         旅費交通費       193       223         租税公課       904       814         水道光熱費       82       70         固定資産減価償却費       473       298         資産除去債務利息費用       2       1         再務過誤取引損       3       0         諸経費       484       459         日般管理費計       17,878       19,571	委託計算費		117	92
印刷費     87     81       諸会費     44     39       営業費用計     7,097     8,430       一般管理費     7,097     8,430       合経管理費     87     4,502       給料・手当     5,875     5,749       賞与     2,563     2,880       給料計     9,133     9,055       退職給付費用     489     430       福利厚生費     1,185     1,151       事務委託費     1     4,562     6,695       交際費     69     52       放置交通費     193     223       租稅公課     294     317       不動產賃借料     904     814       水道光熱費     82     70       固定資産減価償却費     473     298       資産除去債務利息費用     2     1       事務過誤取引損     3     0       諸経費     484     459       一般管理費計     17,878     19,571	営業雑経費			
諸会費 営業報経費計 営業費用計4439一般管理費 給料 役員報酬 給料・手当 賞与 給料計 組制を付費用 結科計 等務委託費 交際費 抗費交通費 和稅公課 不動産賃借料 水道光熱費 官方資産減価償却費 資産除去債務利息費用 事務過誤取引損 有數 <b< td=""><td>通信費</td><td></td><td>88</td><td>119</td></b<>	通信費		88	119
営業雑経費計220240営業費用計7,0978,430一般管理費*********************************	印刷費		87	81
営業費用計     7,097     8,430       一般管理費	諸会費		44	39
営業費用計     7,097     8,430       一般管理費	営業雑経費計		220	240
一般管理費       給料         役員報酬       694       425         給料・手当       5,875       5,749         賞与       2,563       2,880         給料計       9,133       9,055         退職給付費用       489       430         福利厚生費       1,185       1,151         事務委託費       1       4,562       6,695         交際費       69       52         旅費交通費       193       223         租稅公課       294       317         不動産賃借料       904       814         水道光熱費       82       70         固定資産減価償却費       473       298         資産除去債務利息費用       2       1         事務過誤取引損       3       0         結経費       484       459         一般管理費計       17,878       19,571			7,097	
給料 役員報酬 給料・手当 賞与 			,	,
役員報酬694425給料・手当5,8755,749賞与2,5632,880給料計9,1339,055退職給付費用489430福利厚生費1,1851,151事務委託費14,5626,695交際費6952旅費交通費193223租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
給料・手当5,8755,749賞与2,5632,880給料計9,1339,055退職給付費用489430福利厚生費1,1851,151事務委託費14,5626,695交際費6952旅費交通費193223租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30話経費484459一般管理費計17,87819,571			694	425
賞与 給料計 組織付費用 福利厚生費 事務委託費 交際費 旅費交通費 租稅公課 不動産賃借料 水道光熱費 固定資産減価償却費 資産除去債務利息費用 事務過誤取引損 計 一般管理費計2,563 4,562 1,135 1,151 1,151 1,155 1,151 1,155 1,151 1,151 1,152 1,152 1,153 1,151 1,152 1,153 1,151 1,152 1,153 1,153 1,153 1,153 1,154 1,155 1,15				
給料計9,1339,055退職給付費用489430福利厚生費1,1851,151事務委託費14,5626,695交際費6952旅費交通費193223租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571	賞与			
退職給付費用489430福利厚生費1,1851,151事務委託費14,5626,695交際費6952旅費交通費193223租稅公課294317不動產賃借料904814水道光熱費8270固定資產減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
福利厚生費1,1851,151事務委託費14,5626,695交際費6952旅費交通費193223租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
事務委託費14,5626,695交際費6952旅費交通費193223租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
交際費6952旅費交通費193223租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571		1		
旅費交通費193223租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
租税公課294317不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
不動産賃借料904814水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
水道光熱費8270固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
固定資産減価償却費473298資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571			82	70
資産除去債務利息費用21事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
事務過誤取引損30諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
諸経費484459一般管理費計17,87819,571				
一般管理費計 17,878 19,571				
	営業利益		8,678	10,007

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) (単位:百万円)

		(半位,日月7月)
		第38期 自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
受取利息	-	3
有価証券売却益	-	6
為替差益	-	153
その他	0	1
営業外収益計	0	164
営業外費用		
支払手数料	-	1
有価証券売却損	0	-
為替差損	16	-
固定資産除却損	4	0
その他	0	0
営業外費用計	23	2
経常利益	8,656	10,169
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	203	128
特別損失計	203	128
税引前当期純利益	8,453	10,041
法人税、住民税及び事業税	2,633	3,441
法人税等調整額	163	223
当期純利益	5,656	6,822

### (3)【株主資本等変動計算書】

# 第37期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

								<del></del>			
	株主資本						評価・換算差額等				
			資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	資本	その他資本	資本 剰余金	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	その他有価証 辞評価差額金 差額等合計	純資産 合計
		準備金	剰余金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計	шиг	23 II IMEE IX ME		
2023年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	3	3	20,576
当期変動額											
剰余金の配当						3,300	3,300	3,300			3,300
当期純利益						5,656	5,656	5,656			5,656
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									3	3	3
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,356	2,356	2,356	3	3	2,359
2023年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	0	0	22,936

# 第38期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

								<u> </u>	<del>1/1/1/</del>		
株主資本							評価・換算差額等				
			資本剰余金			利益剰余金	<del></del> 金				
	資本金	資本	その他資本	資本 剰余金	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金		
		準備金	剰余金	合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計	Пні	33 11 11 21 11		
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936	0	0	22,936
当期変動額											
剰余金の配当						7,400	7,400	7,400			7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822			6,822
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	1	577	577	577	0	0	577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	0	0	22,359

#### 注 記 事 項

#### [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法 により算定)を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6~18年、器具備品3~15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度(DC)については拠出額を費用計上しております。

### 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(12年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間(8年~12年)による定額法により按 分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

委託者報酬: 当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬:当社は顧客との投資ー任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資ー任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益:当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬:成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

### (未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

#### (2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### (貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
建物附属設備	2,737 百万円	2,852 百万円
器具備品	1,482 百万円	1,455 百万円

### 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
未収収益	302 百万円	189 百万円
その他未払金	53 百万円	54 百万円
未払費用	52 百万円	27 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

#### (損益計算書関係)

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
運用受託報酬	282 百万円	284 百万円
その他営業収益	6,983 百万円	6,381 百万円
委託調査費	1,196 百万円	1,222 百万円
事務委託費	1,619 百万円	2,430 百万円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

### 4. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月30日 株主総会決議	普通株式	3,300	220,000	2022年12月31日	2023年3月31日

### 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

### 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

### 4. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

### (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1 年以内	522 百万円	737 百万円
1 年超	1,413 百万円	676 百万円
合計	1,936 百万円	1,413 百万円

### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

### 前事業年度 (2023年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	812	791	21

### 当事業年度 (2024年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	27

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

#### (注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

#### 前事業年度 (2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
	( [ [ [ ] ]	( [ [ ] ]	(	( 🗖 ) ) )
(1) 現金・預金	19,222	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,178	ı	•	-
(3) 未収運用受託報酬	2,712	ı	•	-
(4) 未収収益	1,839	ı		-
合計	25,953	-	-	-

### 当事業年度(2024年12月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 現金・預金	18,849	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,623	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	3,431	-	-	-
(4) 未収収益	1,933	ı	1	-
合計	26,837	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度 (2023年12月31日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	791	-	791

#### 当事業年度 (2024年12月31日)

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

### (退職給付関係)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、 旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度 ( 確定拠出年金制度及び 確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の 確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、 から の三つの制度を有しています。

# 2. 確定給付制度

# (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	<u> </u>
	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,803
勤務費用	421
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	1
退職給付の支払額	427
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,834

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
年金資産の期首残高	3,368
期待運用収益	97
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	452
退職給付の支払額	427
年金資産の期末残高	3,500

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,733
年金資産	3,500
	767
非積立型制度の退職給付債務	101
未積立退職給付債務	666
未認識数理計算上の差異	401
未認識過去勤務費用	25
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,041
退職給付引当金	101
前払年金費用	1,142
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,041

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
勤務費用	421
利息費用	35
期待運用収益	97
数理計算上の差異の費用処理額	47
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	402
特別退職金	203
合計	605
	•

<sup>(</sup>注)特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

# (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

#### 長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.9%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

## 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、 旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度 ( 確定拠出年金制度及び 確定給付年金制度)を承継しました。また、2011年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の 確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、 から の三つの制度を有しています。

# 2. 確定給付制度

# (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

(单位	
	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	390
年金資産の期末残高	3,661

# (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	3,661
	862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	759
未認識数理計算上の差異	400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,138

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	(+44.47111)
	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

<sup>(</sup>注)特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

# (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

## 長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する 多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

# 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円 でありました。

# (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

****		(単位:百万円)
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	192	286
賞与引当金	582	713
資産除去債務	295	295
未払事業税	89	122
早期退職慰労引当金	54	39
退職給付引当金	30	31
その他	0	0
繰延税金資産合計	1,244	1,489
繰延税金負債		
前払年金費用	349	380
資産除去債務に対応する除去費用	44	35
その他	117	117
繰延税金負債合計	512	533
繰延税金資産の純額	732	955

(注)前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産 - 繰延税金資産(単位:百万円)前事業年度<br/>(2023年12月31日)当事業年度<br/>(2024年12月31日)5732955

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	1.3
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0%	32.0%

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%~0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- 3. 当該資産除去債務の総額の増減

		<u> </u>
	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
期首残高	961	963
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	2	1
期末残高	963	964

# (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
委託者報酬	6,885 百万円	8,337 百万円
運用受託報酬	8,526 百万円	10,000 百万円
成功報酬 (注)	95 百万円	458 百万円
その他営業収益	18,148 百万円	19,213 百万円
合計	33,655 百万円	38,009 百万円

- (注)成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

## (セグメント情報等)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

#### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,885	8,621	18,148	33,655

# (2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
15,053	14,702	3,899	33,655

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	7,266	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	5,097	投資運用業

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

# (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

#### (2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計	
18,430	15,156	4,422	38,009	

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
プラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							運用受託報酬	282	未収収益	302
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・	米国 ニュー	1,190 百万	投資	   (被所有)   間接	   投資顧問   契約の	受入手数料	6,983	本状状面	302
- 死云11 	マネジメント・インク	ヨーク州	米ドル	顧問業	100	再委任等	委託調査費	1,196	未払費用	52
							事務委託費	1,619	<b>小</b> 拉貝用	52
親会社	ブラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

# 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							運用受託報酬	284	未収収益	189
親会社	ブラックロック・ ファイナンシャル・	米国 ニュ <b>ー</b>	1,190 百万	投資	(被所有) 間接	投資顧問 契約の	受入手数料	6,381	<b>水坝坝</b>	109
- 水石工	マネジメント・イン     ク	ヨーク州	米ドル	顧問業	100	再委任等	委託調査費	1,222	未払費用	27
							事務委託費	2,430	<b>小</b> 拉貝用	21
親会社	プラックロック・ ジャパン・ホール ディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 該当事項はありません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

# 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						10.000	受入手数料	5,097		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・   ファンド・アドバイ   ザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	委託調査費	11	未収収益	886
NOAT						HYLT	事務委託費	24		

#### 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		\/ E				10 VM 05 00	受入手数料	6,520		
制制の表現である。		米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	委託調査費	10	未収収益	1,174
						LIXIT O	事務委託費	98		

- (注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
    - (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
    - (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
    - (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

# 2. 親会社に関する注記

#### (1) 親会社情報

ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンス・インク(非上場)

ブラックロック・ホールドコ・2・インク(非上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク(非上場)

ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P. (非上場)

ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド(非上場)

ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド(非上場)

ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル(非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

# (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	1,529,103 円 11 銭	1,490,611 円 39 銭
1 株当たり当期純利益金額	377,073 円 92 銭	454,844 円 60 銭

(注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	
当期純利益 (百万円)	5,656	6,822	
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	
普通株式に係る当期純利益(百万円)	5,656	6,822	
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000	

# 【中間財務諸表】

## 1.中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自2025年1月1日 至2025年6月30日)の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3.財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# (1) 中間貸借対照表

(1) 中间其间对照农		(単位:百万円)
		中間会計期間末 (2025年6月30日)
資産の部		,
流動資産		
現金・預金	2	13,966
立替金		23
前払費用		142
未収入金		0
未収委託者報酬		2,588
未収運用受託報酬		2,398
未収収益		2,271
その他		0
流動資産計		21,390
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	385
器具備品	1	281
有形固定資産計		666
無形固定資産		
ソフトウエア		6
無形固定資産計		6
投資その他の資産		
投資有価証券		33
長期差入保証金		825
前払年金費用		1,279
長期前払費用		1
繰延税金資産		406
投資その他の資産計		2,544
固定資産計		3,217
資産合計		24,607

### (単位:百万円) 中間会計期間末

	中間会計期間末 (2025年6月30日)
 負債の部	(2020   0/300 Д/
流動負債	
預り金	173
未払金	
未払収益分配金	5
未払償還金	70
未払手数料	540
その他未払金	46
未払費用	829
未払消費税等	280
未払法人税等	1,065
前受金	398
賞与引当金	1,077
役員賞与引当金	152
早期退職慰労引当金	62_
流動負債計	4,703
固定負債	
退職給付引当金	106
資産除去債務	965
固定負債計	1,072
負債合計	5,775
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,527
利益剰余金合計	8,864
株主資本合計	18,832
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0
純資産合計	18,832
負債・純資産合計	24,607

# (2) 中間損益計算書

(2) 中間損益計算書		(単位:百万円)
		( <u>早位:日/川)</u> 中間会計期間
		(自 2025年1月1日
NAME OF ACT		至 2025年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,389
運用受託報酬		5,879
その他営業収益	-	9,678
営業収益計		19,947
営業費用		
支払手数料		1,096
広告宣伝費		66
調査費		
調査費		185
委託調査費	_	3,549
調査費計		3,735
委託計算費		21
営業雑経費		
通信費		50
印刷費		41
諸会費		22
営業雑経費計	-	114
営業費用計	·	5,033
一般管理費		
給料		
役員報酬		349
給料・手当		2,952
賞与		1,625
給料計	-	4,927
退職給付費用		238
福利厚生費		591
事務委託費		3,346
交際費		20
旅費交通費		117
租税公課		146
不動産賃借料		403
水道光熱費		28
固定資産減価償却費	1	121
資産除去債務利息費用	·	0
諸経費		312
一般管理費計	-	10,254
営業利益	-	4,659
中未们皿		4,009

(単位:百万円<u>)</u>

	中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業外収益	
受取利息	8
その他	0
営業外収益計	8
営業外費用	
支払手数料	0
為替差損	79
営業外費用計	80
経常利益	4,587
特別利益	
特別利益計	-
特別損失	
特別損失計	
税引前中間純利益	4,587
法人税、住民税及び事業税	964
法人税等調整額	549
中間純利益	3,073

# (3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

<u>(単位:百万円)</u>

	株主資本							評価・換算差額等			
			資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	資本	その他資本	資本 剰余金	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	   株主資本   合計	その他有価証券評価	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
		準備金	剰余金	製 合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計		差額金		
当期首残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	0	0	22,359
当中間期変動額											
剰余金の配当						6,600	6,600	6,600			6,600
中間純利益						3,073	3,073	3,073			3,073
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	3,526	3,526	3,526	0	0	3,526
当中間期末残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	8,527	8,864	18,832	0	0	18,832

# 注 記 事 項

# (重要な会計方針)

項目	中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しておりま す。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6~18年、器具備品3~15年であり ます。
	(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利 用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金の計上方法 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退 職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当 該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しておりま す。 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度(DC)については拠出額を費用計上しておりま す。 確定終付年金制度
	確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度(CB)の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間(12年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間(8年~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。
	(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担 額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額 を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への 換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業 収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含ま れる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な 事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時 点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

委託者報酬:当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬:当社は顧客との投資ー任契約及び投資助言契約に基づき 運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象 顧客との投資ー任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算 され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益:当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬:成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

## (中間貸借対照表関係)

中間会計期間 2025年6月30日

1 有形固定資産の減価償却累計額

 建物附属設備
 2,896百万円

 器具備品
 1,530百万円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメン トの総額

**2**,500百万円

借入実行残高

差引額

3,500百万円

# (中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日

1 減価償却実施額

 有形固定資産
 119百万円

 無形固定資産
 1百万円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	15,000	-	-	15,000
合計	15,000	-	-	15,000

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 株主総会決議	普通株式	6,600	440,000	2024年12月31日	2025年3月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

# (リース取引関係)

中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内737百万円1 年超307百万円

合計 1,045百万円

#### (金融商品関係)

中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性 リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日(中間期の決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いものは含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	825	797	27

#### (注1)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

## (注 2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

				( 1 12 - 12 / 13 /
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	797	-	797

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、期待現在価値法(確実性等価法)により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

#### (資産除去債務関係)

中間会計期間 自 2025年1月 1日 2025年6月30日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 964百万円

有形固定資産の取得に伴う増加額 -百万円

時の経過による調整額 0百万円

中間会計期間末残高 965百万円

## (収益認識関係)

中間会計期間

自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

委託者報酬 4,389百万円

運用受託報酬 5,129百万円

成功報酬 (注) 750百万円 その他営業収益 9,678百万円

合計 19,947百万円

(注)成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末 において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関す る情報

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

#### (セグメント情報等)

中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日

#### 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

				. I — · — / / /
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	4,389	5,879	9,678	19,947

### (2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
10,115	7,563	2,268	19,947

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載 を省略しております。

### (3) 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連する セグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	3,387	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	3,190	投資運用業

# (1株当たり情報)

中間会計期間 自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日

1株当たり純資産額

1,255,496円05銭

1株当たり中間純利益

204,872円60銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

損益計算書上の中間純利益

3,073百万円

1株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益

3,073百万円

期中平均株式数

15,000株

EDINET提出書類 ブラックロック・ジャパン株式会社(E09096) 有価証券届出書 ( 内国投資信託受益証券 )

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

# 5【その他】

# 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年 9 月18日	証券業登録に伴う商号変更(「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投
	信投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
2007年 9 月30日	商号変更(「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のた
	め、定款変更を行いました。
2007年 9 月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の 1 つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス
	株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年 6 月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月 2 日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併
	商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行い
	ました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款
	変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月 5 日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行い
	ました。
2014年12月 1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称 三菱UF J 信託銀行株式会社

・資本金の額 324,279百万円(2025年3月末現在)

・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)

に基づき信託業務を営んでいます。

## <参考:再信託受託会社の概要>

・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円(2025年3月末現在)

・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)

に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日

本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ

移管することを目的とします。

# (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (2025年3月末現在)	事業の内容	
株式会社SMBC信託銀行	87,550		
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき、銀行業を営むと ともに、金融機関の信託業務の兼	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	営等に関する法律(兼営法)に基	
株式会社りそな銀行	279,928	づき信託業務を営んでいます。	
いちよし証券株式会社	14,577		
SMBC日興証券株式会社	135,000		
株式会社SBI証券	54,323		
岡三証券株式会社	5,000		
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196		
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000		
極東証券株式会社	5,251		
株式会社証券ジャパン	3,000		
立花証券株式会社	6,695		
東海東京証券株式会社	6,000		
野村證券株式会社*	10,000	] - 金融商品取引法に定める第一種金	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3,307	融商品取引業を営んでいます。	
ばんせい証券株式会社	1,558	1	
PWM日本証券株式会社	3,000		
松井証券株式会社	11,945		
マネックス証券株式会社	13,195		
みずほ証券株式会社*	125,167		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	40,500		
UBS SuMi TRUST ウェルス・マ ネジメント株式会社	5,165	1	
楽天証券株式会社	19,495		
リテラ・クレア証券株式会社	3,794		
株式会社紀陽銀行	80,096		
PayPay銀行株式会社	72,216		
ソニー銀行株式会社	38,500		
株式会社千葉銀行	145,069		
株式会社西日本シティ銀行	85,745		
香港上海銀行*	1,239億4,847万9,495香港ドル 71億9,800万米ドル	】銀行法に基づき、銀行業を営んで 」おります。	
株式会社三井住友銀行*	1,771,093		
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958		
株式会社横浜銀行	215,628		
株式会社埼玉りそな銀行	70,000		
京都信用金庫	11,413	信用金庫法に基づき金融業を営ん でいます。	

<sup>\*</sup> 野村證券株式会社、浜銀TT証券株式会社、みずほ証券株式会社、香港上海銀行および株式会社三井住友銀行は、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行い、新規の募集および販売の取扱いは行いません。

#### (3) 投資顧問会社

・名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

・資本金の額: 94百万英ポンド(円貨換算\* 約188億円、2024年12月末現在)

\* 英ポンドの円貨換算は、2024年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売

買相場の仲値(1英ポンド=199.02円)によります。

・事業の内容:投資運用業を営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

# (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

#### (3) 投資顧問会社

当ファンドの投資顧問会社であり、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行っています。

# 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## (3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

# 第3【その他】

- 1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。
  - (1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

- (4) 交付目論見書の使用開始日
- (5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

- 2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨を記載します。
- 3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- 4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 若 林 亜 希

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

# 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年4月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奈良 将太朗

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ゴールド・ファンドの2024年1月30日から2025年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ゴールド・ファンドの2025年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 若 林 亜 希

# 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監 査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手 続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基 づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年10月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 奈良 将太朗

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ゴールド・ファンドの2025年1月28日から2025年7月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ゴールド・ファンドの2025年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年1月28日から2025年7月27日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が 基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。